

ブリテイッシュ・ペトロリアム・

エクスプロレーション会社(リビア)事件

——リビア国有化事件仲裁判断——

川 岸 繁 雄

一九七三年一〇月の第四次中東戦争を契機としたアラブ産油国の石油輸出禁止と生産削減が「石油危機」の直接の源泉であるとされるが、それは決して偶発的かつ一時的事象ではない。石油資源は有限であり、その資源枯渇は不可避的である。そしてまた、産油諸国は自国の経済発展を担保する石油資源をその経済的繁栄のために最大限に使用する無制限の権利を主張している。⁽¹⁾ このような天然資源に対する永久的主権は国有化の権利を含め、特に一九六六年一月二五日の天然資源に対する永久的主権に関する国連総会決議において国家の不可譲の権利として再確認されている。特に開発途上国に

とって、この天然資源に対する永久的主権の主張は国家主権の不可分の構成要素である経済主権を回復し自国の経済的独立と平等を維持することを目標としている。⁽²⁾ 産油諸国のかかる経済ナショナリズムは、産油国の石油政策を調整し個別的集团的にその利益を保全することを目的とした石油輸出国機構の参加政策、価格政策、資源保存政策などの推進にみられるが、このような石油ナショナリズムの攻勢はそれまで世界石油市場を支配してきた国際石油資本とその先進消費国に未曾有の影響を及ぼした。⁽³⁾

本件はリビアにおける石油産業の上流部門の最初の国有化

に関する仲裁である。⁽⁴⁾一九六九年九月一日に成立したカダフイ軍事革命政府は旧原油価格を継承したが、やがて天然資源に対する永久的主権によって認められる国家の合法的な権利として、石油会社に対してリビアの原油公示価格の是正とその週及支払いを要求した。その交渉過程において、革命政府は旧政府の石油資源保存規則の適用を通して石油会社に対して石油の生産削減を命じ、最終的には一九七一年三月二〇日、石油会社とのトリポリ協定の作成により原油公示価格の引き上げに成功した。⁽⁵⁾その後、リビアは自国の石油潜在力が証明されたことからその交渉力を強化し、「部分的国有化」によって既存のコンセッションのもとに操業する石油会社のシェアを取得する参加政策を現実の施策として積極的に推進することになる。一九七一年一月二七日、リビアは、英国がイランによるベルシャ湾頭の三島の軍事占領を阻止しなかったことに対する返報として、コンセッション六五における二分の一の不可分の利益と権源を有していたブリティッシュ・ペトロリアム・エクスプロレーション会社（リビア）の国有化法を制定し、同会社のコンセッション協定に基づくすべての財産、権利、資産ならびにシェアの所有権を新設のアラビアン・ガルフ・エクスプロレーション会社に移転した。⁽⁶⁾

ブリティッシュ・ペトロリアム会社は特にコンセッション協定第一六条⁽⁷⁾を援用して、この国有化行為がリビア政府による会社の諸権利の完全かつ一方的な履行拒否であり、会社に対する義務違反を構成するのみならず、政府の専断的差別的行為が確立した国際法諸原則にも違反すると主張して、コンセッション協定第二八条の仲裁条項⁽⁸⁾に準拠し紛争を仲裁に付託することを要求した。しかし、リビア政府はかかる国有化が国家の裁量によって行使される絶対的な権利であり、仲裁手続のみならずいかなる裁判所の判決にも服しないという立場から、その仲裁手続開始の要求を拒否した。一九七二年四月八日、国際司法裁判所長は、コンセッション協定第二八条によるブリティッシュ・ペトロリアム会社の要請に基づき、グンナル・ラーゲルグレン西スウェーデン上訴裁判所長を単独仲裁人として任命した。⁽⁹⁾一九七三年一月一〇日、仲裁裁判所はその仲裁判断において、リビア国有化法が原告に対するコンセッション上の義務違反を構成し、同国有化法が本仲裁裁判所の管轄権と本仲裁裁判所における原告の損害賠償請求権の基礎を構成するという意味を除いてコンセッションを有効に終了し、さらに原告が被告の不法行為から生ずる損害賠償を受ける権利を有すると判断して、原告が請求したそ

の他の宣言的判断を却下した。⁽¹⁰⁾しかし、原告はこの仲裁判断の实体的および手続的誤謬を理由としてその一部無効を主張し、仲裁手続の再開を申し立てた。原告の主張によれば、契約当事者が自らの違反によって契約を終了しようという仲裁裁判所の判断は、リビア法のみならず国際法の諸原則や法の一般原則に違反する⁽¹¹⁾。しかし、仲裁裁判所は、コンセクションの有効性の継続性に関する原告の申立を却下した決定が終局的であり、本仲裁裁判所が仲裁を規律するデンマーク法上仲裁手続を再開する権限を有しないと判断した。⁽¹²⁾

仲裁裁判所はこの仲裁判断においてコンセクションの国際化を否定したが、国際法上の問題として、リビア国有化法が純粹に異質な政治的理由に基づく専断かつ差別的な性格を有し、国際法に違反すると判示している。この点学者によっては、リビアの国有化を英国の首長国に対する条約上の義務違反に対する国際法上の復仇として性格づけ、同国有化措置の違法性が主張されるが、これに対して同国有化措置はベルシャ湾における英国の条約義務の違反に対する返報としてとられたものであり、リビアのこの報復の動機がイランの軍事的措置による同湾頭の三島の占領に対する英国の黙認の非友誼的、不公平な性質にあるといわれる。そして、それは国家

的安全の問題であるが、さらにリビアの同国有化が自国の石油資源に対する完全な国家的支配を漸進的に回復するという国家的利益に基づくものであり、これらのいずれの要因も一九六二年一月四日の天然資源に対する永久的主権に関する国連総会決議に規定される「公益、安全または国家的利益」の範囲に含まれる。したがってリビアが国内法的にも国際法的にも完全にその法的な主権の権利を行使したと主張される。⁽¹⁶⁾しかし、この問題は仲裁判断において検討されていない。

さらに、仲裁裁判所は契約違反の効果の問題として、国家が主権の行使として企業とその資産を国有化することによってコンセクション協定を履行拒否し、同協定に基本的に違反した場合、それに対する国際法上ならびに国家の実行上の唯一の救済は損害賠償であると判断した。⁽¹⁶⁾この点、原告は仲裁裁判所に対してコンセクション協定に基づく権利の完全な享受を回復される権利を有するとする宣言的判断を求めたが、仲裁裁判所はリビア国有化法がコンセクション協定を有効に終了したと判断した上で原状回復を別個の問題として検討して、資産の物理的回復としての原状回復が国際裁判においてしばしば主張されるが、この概念は損害賠償を算定する手段

としてのみ用いられ、原状回復がかかる財産との関連において認められたことがないとしている⁽¹⁷⁾。しかし、これとは対照的に、テキサコ・オヴァンシーズ石油会社とカリフォルニア・アジアティック石油会社対リビア政府の仲裁裁判において、仲裁裁判所はリビア法と国際法の諸原則によれば原状回復が契約上の義務不履行に対する通常の制裁であり、原状回復はそれが絶対的に不可能なかぎりにおいてのみ排除せらるうるとして、リビア政府がコンセッション協定を特定履行しなければならぬと判断した⁽¹⁸⁾。しかし、このような仲裁判断に対しては国家的実行を無視しているという批判がある。確かに、厳密な原状回復が国家間におけるような場合には正当化されることが可能であるとしても、今日国連総会諸決議、特に諸国家の経済権利義務憲章に示されるように、国家はその天然資源及び経済活動に対し、それらを所有、使用、処分する完全な永久的主権を有し、それを自由に行使する権利を有することが承認されている。したがって私的利益のために国家の行動の自由を制限することは困難である⁽¹⁹⁾。原状回復が適当な救済であるとすれば、国有化の権限行使が制限され、国家はコンセッションを「買戻す」こともできず、国有化が現実に不可能となる⁽²⁰⁾。しかし、実際には、テキサコ・オヴァ

ンシーズ石油会社とカリフォルニア・アジアティック石油会社の場合、リビア政府は仲裁判断から約八カ月経過して両社と協定を締結し、両社に一億五千二百万^{ドル}のリビア原油を供給し、両社が仲裁手続を終了することに合意した⁽²¹⁾。同じく本件においても、リビア政府は一九七四年一月二〇日ブリティッシュ・ペトロリアム会社と「補償」協定を結び、サリール油田を含むコンセッション六五における会社の二分の一の利益の国有化に関するすべての問題の完全かつ最終的な解決として、会社に対して純簿価を基礎とした一千七百万^{ドル}（四千万^{ドル}）を即金で支払うことに合意した。この補償額は会社に対して支払われるべく合意された総額六千二百四十万^{ドル}から、リビア政府の四千五百万^{ドル}に昇る租税、鉱区使用料などに関する請求額を控除したものである。そして、ブリティッシュ・ペトロリアム会社はこの支払いによってリビア政府に対する仲裁手続を取り下げ、サリール油田から生産された石油に関する会社の見解を表明することに合意した。一九七五年一月三十一日、ブリティッシュ・ペトロリアム会社はリビアにおけるコンセッション六五の鉱区から生産された原油に関していかなる仲裁手続も開始しないと発表した⁽²²⁾。

この仲裁判断は第一部裁判所の設置、第二部裁判所の手続、

第三部裁判所の管轄権、仲裁手続ならびに被告の欠席の効果、第四部事実、第五部請求、第六部問題、第七部裁判所の意見ならびに決定から成っている。本稿はその第四部以下を訳出する。

- (1) Elian, George, *The Principle of Sovereignty over Natural Resources*, 1979, p. 104
- (2) Mughraby, Mohamed, *Permanent Sovereignty over Oil Resources*, 1966, p. 164.
- (3) Cf. OPEC, *Resolution 90 : Declaratory Statement of Petroleum Policy in Member Countries*, 7 Int'l Legal Materials, 1968, pp. 1184-1185.
- (4) リビアは他の中東諸国に比べて遅く石油産業に加わったが、ヨーロッパ市場に近接して高い品質の原油を埋蔵していることか最も重要な産油国の一となった。一九六九年当時、リビアではリビア石油公社(休眠公社)とフランス、イタリー、英国、オランダ、アメリカの各石油会社との間の五のジョイント・ベンチャーの外、百三十七のコンセンションが三十四の石油会社に付与されていた。そして旧リビア政府は自国の原油価格の過小評価に抗議し石油資源保存のための法令を制定したが、基本政策として石油会社の投資と石油潜在力の開発の阻害を危惧し石油会社との対決を回避した(Ghanem, Shukri Mohammed, *The Pricing of Libyan Crude Oil*, 1975, pp. 145-147)。
- (5) Ghanem, Shukri Mohammed, *op. cit.*, p. 175.
- (6) Libya: *Law Nationalizing British Petroleum Exploration Company (Libya)* (December 7, 1971) 11 Int'l Legal

ブリティッシュ・ペトロリアム・エクスプローション会社(リビア)事件

川岸

(六四一)一一一

Materials, 1972, pp. 380-382. なお、鈴木弘「転換期を迎えたりビア石油産業(一―四完)」石油政策第二三、四巻、一九七四―七五年、川田侃「石油ナショナリズムと国有化の嵐(上下)」世界経済評論第二十巻第一一、一二号、一九七六年参照。

(7) コンセンション協定第一六条の規定は一般に安定化条項と呼ばれている。その第一項によれば、リビア政府は会社がコンセンションによって付与されたすべての権利を享受することができるために必要なあらゆる措置をとり、コンセンションに基づく契約上の明示の諸権利は当事者の合意による外、変更されてはならない。この点に関連して、テキサス・オヴァンズ石油会社とカリフォルニア・アジアティック石油会社対リビア政府の仲裁裁判において、仲裁裁判所は、立法上の可変性、つまり受入国の国内法の変更の危険や協定の破棄ないし解除の行政措置に対して投資家を保護するためにこの安定化条項が挿入され、それは協定の全部または一部を国内法から排除し、それを補正的に一種の国際法体系に服せしめることになると判示した。そして仲裁裁判所によれば、国有化は、国際化されかかる安定化条項を含む、国家と外国人の協定に優越しえないこととなる(Texaco Overseas Petroleum Company and California Asiatic Oil Company v. The Government of the Libyan Arab Republic, 53 Int'l L. Reports, 1979, pp. 456-457, 479)。しかし、学説はこの安定化条項の法的効力について一致していない。たとえば、国家はかかる安定化条項によってコンセンション協定を終了する権限を制限され、その立法権限の不可譲性を理由にそれと違反するものが許されなことがない(Weil, Prosper, *Les clauses de stabilisation ou d'intangibilité insérées dans les accords de développement économique, Mélanges offerts à Charles*

Rousseau, 1974, pp. 321, 328) が、他方、かかる主張は天然資源に対する国家の永久的主権の基本的概念と目的に反するものとなる。つまり、そのような性質の契約規定に違反した期限前の終了が補償に関する特別の権利を発生させるが、現代国際法上、国家は天然資源に対する永久的主権のロコラリーとして、条約または契約によって国有化をしないことを約束した場合にも外国人の所有財産を国有化する権利を認められる。そして、契約が国際法によって規律されるとする一種の間接的な安定化条項が挿入される場合でも、国際法上、適当な補償を支払われなければならない。国有化されたから結果する契約の取消を禁止せよと主張せよとされる (Eduardo Jimenez de Arechaga, Application of the Rules of State Responsibility for the Nationalisation of Foreign-Owned Property, Legal Aspects of the New International Economic Order (K. Hossain ed., 1980) pp. 220, 229-230)。

(9) コンセプション協定第二八条七項のいわゆる準拠法選択条項によれば、コンセプションは国際法諸原則に共通なりビマ法の原則にしたがい、そしてかかる共通諸原則が存在しない場合には国際裁判所が適用する原諸原則を含む、法の一般原則にしたがって規律・解釈される。この点、テキサス・オヴワシーヌ石油会社とカリフォルニア・アジアティック石油会社対リビア政府の仲裁裁判において、仲裁裁判所はリビア法が適用されるものには、それが国際法諸原則と一致しなければならずと、国際法諸原則を第一に規定し法の一般原則を補足的に規定することは、結果的に当事者間の法律関係を国際法を適用することになると判断し、そして法の一般原則の言及が、既に契約の国際化のため十分な基準となれざるを判断した (Texaco Overseas Petroleum Company and California Asiatic Oil Company v. The

Government of the Libyan Arab Republic, op. cit., p. 453)。
 本件において、ブリライッシュ・エントロナム会社は準拠法選択条項に基づきコンセプションが国際法に依つてのみ規律されることを主張したが、仲裁裁判所は準拠法がリビア法と国際法に共通な諸原則であり、かかる諸原則が存在しない場合に法の一般原則が訴えられなければならないと判断した。裁判所は法の一般原則が国際法の同意語ではないとしてコンセプションの国際化を否定しているが、法の一般原則が詳細に定義されべきこと (BP Exploration Company (Libya) Limited v. Government of the Libyan Arab Republic, 53 Int'l L. Reports, 1979, pp. 327-328) など、森川俊幸「仲裁法の一一般原則—コンセプションに関する紛争の解決に関連して」『紛争の平和的解決と国際法』北樹出版、昭和五十六年、一七四頁以下参照。

(9) BP Exploration Company (Libya) Limited v. Government of the Libyan Arab Republic, op. cit., p. 305.

(10) Ibid., pp. 355-357.

(11) Ibid., p. 359.

(12) Ibid., p. 388.

(13) Ibid., p. 329.

(14) White, Gillian, International Law and the Nationalization of BP in Libya, Middle East Economic Survey (11 Feb. 1972), p. 3. Cf. White, Robin C. A., Expropriation of the Libyan Oil Concessions—Two Conflicting International Arbitrations, 30 Int'l & Comp. L. Q., 1981, p. 11.

(15) Muqraby, Muhammad A., International Law and the Nationalization of BP in Libya, Middle East Economic Survey (18 Feb. 1972), pp. 2-3. 注4、鈴木敏人「リプトの

BP利権の国有化と国際法に関する「マグラビー・ホワイト論争」石油開発時報第一八号、一九七二年、六五—七〇頁参照。これに対して、ホワイト教授は一九六二年、一九六六年の国連決議を含めてこれらの国連総会決議が国際法上の法的原則の宣言と理解されるべきではないと述べている(White, Gillian, op. cit., p. 2)。同じく、テキサコ・オヴルシーズ石油会社とカリフォルニア・ブジファティック石油会社対リビア政府の仲裁裁判において、仲裁裁判所は国有化に関する国家的排他的権限を擁護するといわれる国連総会決議が実定国際法ではなくと判断した(Texaco Overseas Petroleum Company and California Asiatic Oil Company v. The Government of the Libyan Arab Republic, op. cit., p. 492)。

また、外国人財産の国有化に関する補償について「リビヤ」国有化法は補償原則を承認していたが、仲裁裁判所は二年近を経過した現在いかなる補償も支払われておらず、同国有化法が没収的であると判断してこれを(BP Exploration Company (Libya) Limited v. Government of the Libyan Arab Republic, op. cit., p. 329)。この点、英国政府はブリタニッシュ・ペトロリアム会社に対するリビヤの不法行為に関して「迅速、十分、実効的補償」を要求したように、学説上外国人財産の国有化が合法化されるためには十分な補償が即時に支払われなければならないと主張されるが、このような条件説に対して、補償が国有化後の請求権の問題であり、国有化それ自体の合法性の要件ではないと主張される。そして補償のあり方についても、一九六二年二月一四日の国連総会決議が示すように適当な補償が国有化国で施行されている規則にたがって支払われるべしとされる(Ci, White, Guilian, op. cit., p. 2; Maghraby, Muhammad A., Nationali-

ブリタニッシュ・ペトロリアム・エクスプローション会社(リビヤ)事件 川岸

zation of BP's Interests in Libyan Concession 65 and International Law, Middle East Economic Survey (14 Jan. 1972), pp. 1, 3)。

(9) BP Exploration Company (Libya) Limited v. Government of the Libyan Arab Republic, op. cit., p. 354. この点に関して、特別報告者サウー・リッパゲンは国連国際法委員会に提出した第二報告第五条において、国際不法行為が外国人の取扱いに関する国際義務の違反である場合、加害国が原状を回復するか、またはそれが物理的に不可能な範囲において、被害国に対して金銭賠償を支払うかを選択する権利を有するとしてリッパゲン(Riphagen, Willem, Second Report on the Content, Form and Degrees of State Responsibility, U. N. Doc. A/CN. 4/344 (1 May 1981), p. 43)。

(17) Ibid., pp. 352-354.

(9) Texaco Overseas Petroleum Company and California Asiatic Oil Company v. The Government of the Libyan Arab Republic, op. cit., pp. 507-508.

(9) Fatouros, A. A., "International Law and the Internationalized Contract, 74 Am. J. Int'l L., 1980, p. 139. 本件において仲裁裁判所は、国家が外国企業を追放してその財産などを国有化するためにその主権的権限を行使する場合、国有化は最終的な行為であり、いかなる国家も原状回復を認め、ことごとくかかる行為を破棄したり、または外交的保護を發動するいかなる国家もそのような破棄を要求して、加害国の選択によって実施される金銭賠償を提案ないし受領しないというものはありえないと述べている(BP Exploration Company (Libya) Limited v. Government of the Libyan Arab Republic, op. cit., p.

353)。

(20) White, Robin C. A., op. cit., pp. 16-17. ただし、ホワイトはその結論において、現代国際法上国家はその天然資源を支配する絶対的権利を有し、この権利が国家団体との協定によっても拘束されないとする反面、国際化されたコンセンション協定のもとに享受され、その享受が受入国によって保障された外国人所有の財産の取用が国際法上違法であると述べている (White, Robin C. A., op. cit., p. 18)。

(21) 一九七七年九月二十七日の声明において、カリフォルニア・シアティック石油会社は同協定に基づいてリビア政府から一五カ月に亘り七千六百万ドル相当の原油を受けることによつて国有化に関する両当事者間の紛争が解決され、仲裁手続が終了されると発表した (Texaco Overseas Petroleum Company and California Asiatic Oil Company v. The Government of the Libyan Arab Republic, op. cit., p. 391)。

(22) Libya and BP Reach Compensation Settlement for Nationalization of Sarir Field, Middle East Economic Survey (29 Nov. 1974), p. 7; BP Exploration Company (Libya) Limited v. Government of the Libyan Arab Republic, op. cit., p. 298.

第四部 事 実

1 国有化

第四部第二節で詳細に検討、説明される被告との契約関係

を基礎として、原告は一二年間に亘つてリビアに実質的な投資をおこない、同国において石油の採掘、加工、輸出に関する一大事業を推進した。原告は、英国政府が通常株式資本の四八パーセントを保有する英国の公募会社、ブリティッシュ・ペトロリアム会社によつて間接的に所有され、常に完全に所有されている。原告は一九三八年一月二八日英国において設立され、その本店は *Britannic House, Moor Lane, London E. C. 2* に所在し、その法定記録などはすべて同住所に保管されている。取締役会は英国居住の九人の英国民によつて構成されている。原告の業務の管理、経営、コントロールの全体がロンドンの取締役会によつて行使される。その海外活動は、ロンドンの取締役会によつて任命、監督され、その命令に服する現地代表を通じて遂行される。

一九七一年二月七日、被告はコンセッション六五における原告のオペレーションを国有化するBP国有化法を制定した。同国有化法は上述のオペレーションに関するすべての財産、権利、資産、シェアの所有権を国家に返還し、それを新設されるアラビアン・ガルフ・エクスプロレーション会社に移転する権利を主張した。

このBP国有化法は、国家が原告に補償を支払うことを規

定した。その補償額は石油相が設置する委員会によって決定されるものとされた。委員会の決定には証拠書類が添付され、最終的でない上訴も認められず、石油相は通報の日から三〇日以内にそれを原告に通達することとされた。

原告の申立によれば、B P 国有化法は類似の措置が他のコンセッション・ネアないし原告が所有する他のコンセッションに対してとられなかった点で独特な性格の措置であった。原告は、原告の知るかぎり一九七一年二月七日までに約一三三のコンセッションが米国、英国、ドイツ、イタリー、フランスの会社に付与され、約九一のコンセッションが一九七一年に存在し、原告の申立の日現在米国、英国、ドイツ、イタリー、フランス国籍を有するコンセッション・ネアがリビアにおいて操業していると信ずると述べている。原告は一九七一年二月一八日に残る六のコンセッションのうち四のコンセッションの放棄を通告したが、コンセッション八〇と八一を保有している。

補償以外の点において、B P 国有化法は迅速に実施された。コンセッション六五における原告の操業は完全に停止された。つまり、そのスタッフは事業所や生産、輸送設備から直ちに排除された。これらはアラビアン・ガルフ・エクスプロロー

ション会社に引き継がれた。

補償に関しては、いかなる措置も一九七二年二月一三日までとられなかった。一九七二年二月一四日のリビアの新聞報道によると、三人委員会が設置された。B P 国有化法第七条によれば、同委員会が一九七二年二月一四日から五月一四日までの三カ月以内に報告を提出し、その報告は石油相によって六月一四日までの三〇日以内に原告に通達されなければならない。原告はその種の通達を受領していない。一九七二年九月二八日、次の電文が受理された。

「委員会は、最終報告書を作成するに当って、貴社に対してまたは貴社によって支払われる補償の清算に関する貴社の見解と意見を徴することを希望する。委員長ならびに各委員は一九七二年一〇月五日（木）トリポリにおいて貴社の代表と会合するために、貴社のトリポリ事務所を訪問することを予定している。補償委員会」

原告の代表はこの会議に出席せず、この電文に関連して、「周知のごとく、B P は貴政府との間の紛争を交渉によって解決することを試みることをいとわない」と述べる書簡が石油相に送付された。

B P 国有化法が採択された事情についての若干の指摘がこ

の点で必要とされる。一九七一年一月二十九日と三〇日の両日、イラン政府はアラビア湾頭のアブムーサ、大トム、小トムの三島を占領した。シャルジャ首長国とラスアルハイマ首長国はこれら三島に対するイランの主張に抗議した。保護条約が一九七一年一月三〇日に終了するはずであったが、占領当時、両首長国は名目上英国の保護下にあった。英国政府はこの占領に対していかなる行動もとらなかった。したがって、英国政府はアラブ領とみなされたこれらの小島の喪失についてアラブ世界で非難された。

一九七一年二月五日、リビアのカダフィ大統領はラスアルハイマ首長国に次の電文を送った。

「われわれの見解によれば、英国はイランによる同島の占領に主要な責任を負っている。われわれは英国がこの行動の諸結果について責任を負わなければならないと考える。そして英国はそれによってアラブに対する敵意と誓約不履行を証明している。」

一九七一年二月九日、国連の安全保障理事会における同島の問題に関する討議過程において、リビアの代表は原告のコンセッション六五の利益の国有化についてなかなんぞく次のような見解を表明した。

「われわれは、大国が欲するところつまり国連憲章に違反してその好戦的な愛国主義的利益に従って望むところをなしようということを目指した。小国はそのような行動に対して絶えず無力であった。さらに、われわれは大国に同意するあらゆる国家もまた憲章や国際法を無視した同じような自由を許されることを知っている。英国の黙認のもとにアブムーサ、大トム、小トムのアラブ三島を占領したイランの軍事占領はその明白な現われである。英国政府は数十年前アラビア湾の首長国に対して強要したその条約の諸規定に違反した。その条約は占領と植民地主義を強要した。しかしながら、同条約はまた、それらの首長国とその島の領土保全の保護を規定していた。数十年間に亘って、英国は同条約のすべての規定を自らの利益のために利用し、今日まで首長国の天然の富を躊躇なく開発している。英国政府がその保護規定を適用するよう要請された正にそのとき、英国は世界が数世紀に亘って知っている「分割統治」、詐欺、裏切り、虐殺といった本性を露呈し、悲惨かつ故意にそれを履行しなかった。過去数世紀を一見すると、それが真実であることがわかる。現代の世界が知っている大きな衝突や混乱が直接

のないし間接的に英国またはそれと志を同じくする国家の産物でなかったことはない。本件のアラブ同島に対するイランの侵略と占領の場合、英国はその本性と伝統に忠実であった。規模が一段と大きかったが、英国は同一のことがらをパレスタインにおいてしなかったであろうか。

英国はアラビア湾の首長国に対して強要した条約に違反し、国連憲章の諸原則にも違反した。

リビア政府は、アラブの一政府として帝国主義者によって理解される唯一の方法つまりリビアアラブ共和国における英国のすべての石油利益を国有化し英国の銀行におけるわれわれの預金を引き出すことによって対応した。英国の帝国主義政府によって本質的に所有されているブリティッシュ・ペトロリアム会社は、多年に亘ってわが国において天然の富を開発している。われわれの措置は国際法ないし憲章のいかなる原則にも違反していない。それはこれらの諸原則のみならず諸国家の天然資源に関する総会諸決議にも合致して「ね」(United Nations Security Council, Provisional Verbatim Record of the Sixteen Hundred and Tenth Meeting, S/PV

1610, p. 93.)

被告の行動に対する一九七一年二月の英国政府の対応は次のように要約される。一九七一年二月、外相は下院における質問に対して次のように述べた。

「明らかのように、強く抗議するためには抗議すべき対象を正しく知ることが望まれる。したがってまず事実が確かめられなければならない。重要なことは事実を入手することであり、次にそれに対応する行動を決定することである。現在われわれは伝聞証拠しか持ち合わせていない。しかし国有化や収用の問題に関するかぎり、われわれは国家が国有化する権利を有しないというのがわれわれの見解であると述べたことはない。確かに国家は国有化することができる。しかしその場合、われわれは迅速かつ十分な補償を期待する。それこそわれわれが銘記しておかなければならない事項である」(House of Commons, Official Report, Parliamentary Debates (Hansard), Vol. 827, No. 27, Wednesday, 8 December 1971, Columns 1299-1302.)

一九七一年二月二日、英外相は次の声明を発表した。
「……(原告)財産の接収は、同社に対して差別的であ

り、その目的が国際法上許容されないが故に合法的な国有化行為ではない。当然、われわれは救済を得るために努力している同社を支持する」(House of Commons, Official Report, Parliamentary Debates (Hansard), Vol. 828, No. 36, Tuesday, 21 December 1971, Written Answers to Questions, Column 312.)。

一九七一年二月二三日、次の抗議書簡が駐英リビア大使に渡された。

「英国政府は、リビアアラブ共和国政府に対して遺憾の意を表明し、かつリビアにおけるブリティッシュ・ペトロリアム社の生産オペレーション資産を国有化したリビア政府の行為の説明に関する、一九七一年二月八日のリビア大使に対する英外相の要請とリビア政府に対するその後の駐リビア英大使の要請に言及する。

遺憾ながら英国政府はリビア政府が要請された説明を与えていないことに留意する。そのような説明がなされない場合、リビア政府の公式声明に照らして、英国政府は問題となっている措置が国際法違反となり無効である、と結論せざるをえない。

国有化行為は次の要件を充たしていなければ、国際法上

合法とはみなされない。つまり、(i)それが接収する国家の国内的ニーズに関する公目的を目的としていなければならない。(ii)それが迅速、十分かつ実効的な補償の支払いを伴わなければならない。

専断のないし差別的であるかまたは接収する国家の国内的福祉に無関係な政治的性質の考慮によって促される国有化措置は、それらの諸原則に照らして違法かつ無効となる。

したがって、英国政府はリビア政府に対して確立した国際法諸原則に従って行為し、コンセッション六五に従ってブリティッシュ・ペトロリアム・エクスプロレーション会社(リビア)の当初の状態を回復するか、同社に対する不法行為に関する完全な損害賠償を支払うかによって、同社に賠償することを要請する。」

この英国政府の書簡に対して被告はいかなる回答も与えなかった。

国有化に対する原告の対応は、本仲裁手続の開始に関する第一部において述べられている。

石油相に送られた書簡において立証されるように、この文脈において原告がその後とった若干の措置について述べるこ

とができる。

一九七一年一月三〇日、石油相に対する書簡によって、原告は、事態が正常化された場合、コンセッション六五に関する生産原油の鉱区使用料、租税、ならびに原告が一九七一年の第四・四半期に輸出した原油の追加支払いとして総額二百八十八万二千九百五十五ポンドが即日被告に支払われると通告した。原告は、かかる状況下においてその支払いが保留されるが、総額は「特別勘定」に預金され、「政府が損害賠償として会社に支払う総額を考慮して、仲裁手続の終了まで保管される」と述べた。

石油相に対する一九七二年一月一七日付の書簡によって、原告は、リビアにおけるコンセッション六五に基づく原告の権利に違反するBP国有化法の導入と実施の結果原告がコンセッションに基づくオペレーションを停止し、スタッフを引き上げ、その事務所や設備、石油貯蔵、その他の資産をリビア当局に引き渡すことを余儀なくされた旨を記録にとどめた。さらに、原告はこれらの措置が強迫に基づくものでありそれが原告の法的立場を害するものでないこと、特に、コンセッション六五の区域から採取された石油とそのシェアに対する原告の権原を妨げないことを指摘した。

一九七一年一月三〇日の書簡と同じように、石油相に対する一九七二年一月二八日付書簡によって、原告は、事態が正常化された場合、一九七二年一月三〇日に被告に支払われる二百八十八万二千九百五十五ポンドは一九七二年七月三〇日の満期後仲裁手続の終了までロンドンの特別銀行勘定に預金されると通告した。

一九七二年二月二九日と四月三〇日に支払われる三百萬一千百三十三ポンドと一千二十九萬百三十六ポンドの各支払いに関する同種の書簡がそれぞれ、一九七二年二月二八日と四月二八日原告から石油相に送付された。

一九七二年四月二八日の書簡は、問題の金額が銀行勘定に預金されず、原告によって保留されると述べている。

総計一千九百五十七萬七千九百九十九ポンドに上る上述の各総額は、現在、特別銀行勘定に預金されず、原告によって保留されている。

2 原告と被告の契約関係 (a) 契約の進展梗概

改正された一九五五年リビア石油法は、リビアにおける石油の探査と生産に関する制度を確立した。特に、それはその諸

規定の実施に責任を負う石油委員会（委員会）を設置した。この委員会は第九条において、「特殊な事情に対応するために必要とされる若干の無差別的な変更を含みうることを条件として、同法付則二に規定される書式において」コンセッションを付与する権限を与えられた。

一九五七年一月二月、委員会は米國テキサス州ダラスのアメリカーネルソン・バンカー・ハントに対して、コンセッション六五と称されるコンセッション（「ハント・コンセッション」）を付与した。それは実質的に一九五五年リビア石油法付則二に規定された書式に基づくものであった。

コンセッション第一条によつて、ハントは五〇年間指定区域内において石油を探索、採取し、それを取得、処分する排他的な権利を付与された。その区域は添付された地図に区画され、当初は三万二千九百四十四平方キロメートルに及んだ。しかし、一九五五年リビア石油法とコンセッション第二条によつて、一九七一年一月七日現在、その区域は権利放棄により八千二百三十四平方キロメートルに漸次縮小された。

第五条の規定によれば、本件に適用のない事情の場合を除いて、コンセッションは委員会の同意に基づきかつ委員会が適当と判断する諸条件を条件としてのみ譲渡されえ

た。

一九六〇年初期の討議に次ぐ一九六〇年六月二四日、原告とハントは覚え書と付属書から成る協定を結び、なかならずハントが原告に対してコンセッション六五の二分の一の不可分の利益を譲渡することが合意された。ハントは委員会に対する一九六〇年七月一二日付書簡において、原告に対するコンセッション六五の二分の一の不可分の利益の譲渡に関する正式の承認を求めた。同日原告も委員会に対し同趣旨の書簡を送った。その譲渡証草案が第一書簡に添付された。委員会との協議の後、その修正案が一九六〇年八月一七日付書簡とコンセッション履行計画とともに委員会に提出された。

一九六〇年九月九日、委員会はその譲渡に同意することを決定し、九月一日付書簡によつてその決定を原告に到達した。九月二八日、その決定は経済相によつて承認され、一月二日その写しが原告に送付された。

一九六〇年一月一〇日、譲渡証書の署名によつて、ハントと原告の取極は八月一七日付書簡とともに委員会に提出された草案と同一の条件で正式に処理された。ハントはそれによつてコンセッション六五の二分の一の不可分の利益と権原を原告に譲渡した。この譲渡の代償として、原告は全費用を

前払いして事業計画に着手することを合意した。この計画は地震調査、一月一七日以前の掘削開始、六探査油井の掘削、生産設備、パイプライン等の建設を含むものとされた。原告は、ハントによって要請された場合に生産量に対するハントのシェアの全部または一部を買取することを引き受けた。さらに、原告がコンセッション六五に関する探査、開発ならびにその他の事業のためにハントに前払いした全費用の百二十五パーセント相当の原油を受け取るまで、原告はリビア本船渡しの石油生産量に対するハントのシェアの八分の三に対して権利を与えられることが規定された。

一九五五年リビア石油法が発効した一九五五年五月二一日から一九六六年一月二〇日まで、同法は被告によって幾多の修正がおこなわれた。これらの修正を含む立法措置には、一九五五年五月二一日の二つのロイヤルデクレ、一九六一年一月九日署名のロイヤルデクレ、一九六二年四月二六日署名のロイヤルデクレ、一九六三年七月一六日署名のロイヤルデクレ、一九六五年一月二〇日署名のロイヤルデクレがある。

これらの修正によって一九五五年リビア石油法とその付則に導入された変更は、それ自体既存のコンセッションに影響

を与えるものではなかった。しかし、一九六五年一月二〇日のロイヤルデクレは、これらの修正デクレの若干の規定が合意によって既存のコンセッションに編入され、その一部として実施されることを意図した。

一九六五年一月二四日、原告は被告に対し一九六五年一月二〇日のロイヤルデクレ第一二条で言及された趣旨の引受を与え、同条で意図された協定を被告との間に締結した。この協定が、なかならずくコンセッション六五を修正した。同日、ハントは原告と被告の間に結ばれた協定と同一の書式においてコンセッション六五を修正した。

一九六五年一月二〇日のロイヤルデクレのあと、石油産業に関する一連の立法上のデクレと決定がなされた。しかし、これらはコンセッション六五にほとんど関係せず、影響を与えなかった。一九五五年リビア石油法の主要な修正は石油規則八号の制定によって一九六八年一月八日に実施された。それは石油資源の保全に関するOPECの仮規則に厳密に準拠したものである。石油相はそれによって探査と生産を制限する権限を与えられ、コンセッションネアは石油省に対して探査、掘削および生産に関するデータを提出することを要請された。一九七一年一月二七日以前において、原告とハント

はこの規定に基づいてその生産を削減させられなかった唯一のコンセッションニアであった。一九七〇年一〇月、リビアで操業するすべての石油会社は、一九七〇年九月一日以降の原油公示価格の引き上げと五〇パーセントから五五パーセントの一般的増税に同意した。最後に、政府機構に関する石油業務組織法が一九七〇年一〇月一八日に公布された。

(b) 契約の若干の側面

上記の第二節(a)で概略された被告および原告とハントの契約上の取極は、若干の点で特別の分析と考察を必要とする。

原告とハントの取引の主題は「コンセッション六五」であった。一九六〇年一月一八日の譲渡証書によって、ハントは原告に対し「同コンセッションの二分の一の不可分の利益と権原」を譲渡した。

操業協定を含む一九六〇年六月二四日協定はその約定により指定された法体系の支配を受けない。

コンセッション第二五条二項において要請されるように、譲渡は委員会の承認を受けた。委員会は、一九六〇年六月二四日に実施された覚え書に添付されたレターアグリーメントや同じく三つの証拠書類とともに添付された操業協定の書式

を検討する必要がなかった。

一九五五年リビア石油法第一条は次のように規定している(同条は修正されていない)。

「1 リビアにおいて地下で自然の状態にあるあらゆる石油は、リビア国の財産である。

2 何人もこの法律に基づいて発給される許可またはコンセッションによって認可されないかぎり、リビアの領域において石油を探索、試掘、採掘、生産してはならない。」

ハント・コンセッションはその保有者に対して、なかんずく画定区域において五〇年間に亘り石油を探索、採取し、それをパイプライン等により輸送し、それを使用、加工、貯蔵、輸出、処分する排他的な権利を付与した。その目的上、同保有者はコンセッション区域においてその活動に必要な建造物や設備、工場を建設し、コンセッション区域外において輸送や停泊所、ターミナル施設を建設、稼動する権利を有した。

コンセッションの譲渡条項(第二五条)は、その「全部または一部」の譲渡を予告していた。

操業協定は、この譲渡の当事者間に若干の基本的な諸原則を確立した。そのもっとも重要なものとして、第一に、原告

をコンセッション区域における全操業を実施、監督し、完全に管理する排他的な権利を有する業者として指定すること（第六項）、第二に、コンセッション区域において生産されるすべての石油とガス、ならびにすべての設備と原料に対する共同所有権（各五〇パーセント）がある（第二項、および採取された石油に関する第一〇項(a)、施設、原料、設備に関する第二一項における特別規定）。ハント・コンセッションとそれに基づく当事者の活動がリビアにおける物的な関連設備内の財産やコンセッション区域から採取される石油に対する所有権ないしその他の権利を発生させた場合、一九六〇年六月二四日協定の条項に一致する場合を除いて、いずれの当事者もかかる財産権を行使または処分することができなかった。コンセッションによって付与、定義されたコンセッション六五の共同所有権の主要な対象は分割されえない複合的な総体である。

この文脈において、原告が一九七三年九月二〇日、ネルソン・パンカー・ハントの一九七三年九月一二日付書簡を提出したことが言及される。ハントはその書簡において、特に、宣言第五の請求を含め、本仲裁手続に異議を唱えないことを言明している。

上記の第二節(a)で言及したように、リビアの一九六五年一月二〇日のロイヤルデクレは、若干の修正が合意によって既存のコンセッションに編入されることを規定した。そして原告は一九六五年二月一四日送付した別の引受によって、コンセッション六五と他の若干のコンセッション協定に基づくその利益に関するかかる変更に同意した。一九六六年一月二〇日付の「石油コンセッション三四、三六、三七、六三、六四、八〇、八一、六五の修正に関する協定」が（リビア政府の名において石油相を通して行為する）被告と原告との間に締結された。この協定は規格化された書式において執行され、適用された旧条件よりもコンセッションネアにとって負担の重い若干の財政規定を主として編入した。それは第二八条と第一六条として、上記の第一部で引用した仲裁条項と次の規定を含む。

「1 リビア政府は、会社がコンセッションによって付与されたすべての権利を享受することを確保するために必要なすべての措置をとる。このコンセッションによって明示的に設定された契約上の諸権利は、当事者の合意による外変更されてはならない。

2 このコンセッションは、その有効期間中、本項をこ

のコンセッションに編入した修正協定の発効日に施行されている石油法と規則に従って解釈される。かかる規則のいかなる修正ないし廃棄も、会社の同意がないかぎり、同社の契約上の諸権利に影響を与えるものではない。」

第五部 請 求

第一部で述べたように、裁判所は、原告の要請に基づいて本訴訟手続を二段階に分けることを決定した。この段階は、原告が請求本案として言及していることがらに關係する。原告は裁判所に対して、特定の問題に関する宣言的仲裁判断つまり次の宣言をおこなうことを請求している。

「(1) 一九七一年二月七日のリビア国有化法とその実施は、リビア政府がコンセッションに基づき原告に対して負う義務の違反となる。

(2) 上述の違反がコンセッション協定を終了させる効力を有せず、同協定は法的に有効に存続する。

(3) 被告の違反が継続するかぎり、原告はいつでもコンセッション協定を終了したものとみなすことを選択する権利を有する。」

(4) 原告はコンセッション協定に基づく諸権利の完全な享受を回復される権利を有する。

(5) 原告は、一九七一年二月七日以前とそれ以後においてコンセッション協定区域から採取された原油に対して会社のシェア、全設備ならびにその他の物的資産の所有者であり、リビア政府は、会社が享受し第三者に譲渡しうる、かかる原油、設備または物的資産に対していかなる権利も有しない。

(6) コンセッション協定に基づく原告の義務履行は、リビア政府の違反が続くかぎり停止される。そして、

(7) 原告は、コンセッション協定に基づく原告の諸権利の享受に対するリビア政府の妨害に対して損害賠償を受ける権利を有する。原告が上記の宣言(3)に基づく権利を行使しない場合、原告はそれに関する最終判断の日までの損害賠償を受ける権利を有する。原告が上記の宣言(3)に基づく諸権利を行使した場合、原告はリビア政府の不法行為に対するすべての損害賠償を受ける権利を有する。

(8) 原告は、さらに単独仲裁人に対して、上記の宣言(7)に基づく損害賠償の算定を本仲裁手続の第二段階に留保することを要請する。」

原告はまた、裁判所に対して費用に関する原則的な指示を与えることを求めている。

第六部 問題

原告が裁判所に対して求める諸宣言は、若干の主要な問題点を提起している。第六部はそれらの問題点を確認し、それに関する原告の主張を述べる。

1 コンセッションの性質

第一の問題はB Pコンセッションの性質である。原告の主張によれば、「コンセッション六五は制定法に準拠して締結された契約文書であり、それは契約関係を意図した。」さらに原告は、B Pコンセッションが原告と被告の直接的な契約上の連結素を構成すると主張している。原告は特にB Pコンセッションの第一六条に依拠している。それはなかならず次のように規定している。

「本コンセッションによって明示的に設定される契約上の諸権利は当事者の合意に基づく外、変更されてはならない。」

一九七三年七月、原告は裁判所に対して、ガリビア法においてコンセッション契約行政契約の範疇に属するとされる、カイロ大学のモハメド・A・オマール教授の意見を提出した。次の諸原則がかかる協定に適用されるといわれる。

「政府はコンセッションの諸条項を一方的に変更し、さらにコンセッションを終了させる権利を有する。しかし、これらの二つの権利は絶対的ではない。すなわち、コンセッション条項の変更ないし終了は真の公益に従っておこなわれなければならない。それらが正当な理由に基づいているか否かを判定するために、裁判所はその変更ないし終了を審理する権利を有する。変更ないし終了が合法的でない場合、コンセッションは現実の損害のみならず、変更ないし終了がおこなわれなかった場合に実現されたと考えられるすべての利益を含む、完全な損害賠償を受ける権利を有する。」

2 準拠法

第二の問題は、いかなる法が原告と被告の關係に適用されるかということである。B Pコンセッションにはコンセッションを規律する法についての明示的な規定のあることが想起

される。原告は、リビア法が唯一の準拠法としては排除され、国際法がBPコンセッションを規律する法であると主張している。あるいはまた、BPコンセッションはそれ自体当事者の関係を支配する唯一の法源である。口頭において、原告は「唯一の」という言葉を強調しないことを主張している。さらにまた、原告は、当事者の法的地位が「法の一般原則」との関連において決定されると主張している。

3 契約違反

第三の問題は、被告の国有化が原告と被告の契約関係の違反を構成するかどうかということである。原告は、被告の行為がコンセッション協定の基本的な違反ないし履行拒否となり、それに関するいかなる法的正当性も存在しないと主張している。

4 契約違反の効果

第四の問題は、原告の主張によれば契約違反を構成するところの被告による国有化の法的効果である。この点で原告が依拠する基本的な命題は、協定が一方の当事者によって基本的に違反された場合、違反がそれ自体協定を終了させないと

いうことである。違反した当事者は、自らの不法行為によってその関係を終了させる権限を有しない。原告は、BPコンセッションを終了したものとみなしうる疑いえない権利を行使していないことから、それが完全に有効に存続していると主張している。しかしながら、被告が違反しているかぎり、原告はその義務を履行することを義務づけられえないと主張している。

さらに、原告は、BPコンセッションの継続の有効性の故に、原告の主たる救済がBP国有化以前の地位の回復であると主張している。原告はまた、コンセッション区域から採掘された石油の原告のシェアに対するBPコンセッション上の原告の権利の継続性の故に、原告が同石油の所有者であり、被告が（被告自らまたはその代理人を通じて）かかる石油に対する有効な権原を第三者に譲渡する権限を認められないと主張している。

特に、リビア政府やリビア国営石油会社ないしアラビアン・ガルフ・エクスプロレーション会社による同石油のあらゆる取引は、それらのいずれにも帰属しない石油の取引である。そのような取引は違法であり、原告以外の人によるかかる石油に対する権原の請求権の基礎として役立つことができな

い。

原告は、宣言の請求がB Pコンセッションに基づく既存の法的地位に関するステートメントに限定されているので、裁判所がこれらに関して宣言をおこなう権能を有すると主張している。

最後に、原告は仲裁手続の現段階において、B Pコンセッションが有効なかぎり、原告が裁判所の最終的な仲裁判断の日まで被告の違反によって原告に加えられた現実の損害について損害賠償を受ける権利を有すると主張している。原告がB Pコンセッションを終了したものとみなす権利を行使した場合、原告は特定の契約違反から結果する損害賠償 (*Dannum emergens*) のみならず、契約全体としての利益の損失についても損害賠償 (*Lucrum cessans*) を受ける権利を有することになるであろう。

第七部 裁判所の意見

1 序

裁判所は仲裁の現段階で発生する諸問題を検討する。

上記の第六部において確定された最初の問題に内在する若

干の基本的な問題、つまりB Pコンセッションの性質とそれに適用される法の問題を同時に扱うことがまず必要である。

すべての国内裁判所と対比して、本裁判所のような国家と外国人の合意に基づいて設立される特別国際仲裁裁判所には、少なくともその初期の段階において、衝突法規則の形態であれその他の形態であれ、裁判所が設立され、裁判所が最終的に訴えることのできる確立した法体系の枠組みを与えられる、法廷地法が存在しない。仲裁法に関しては、指定された国内裁判管轄権への連結は概して手続事項を構成するものに限定され、実体的な法律問題には及ばない。国際仲裁裁判所の物理的所在地が位置する国家の領域主権を基礎として学説上主張されるが、*lex arbitri* が適用される衝突法規則を当然に支配すると主張することは誤りである (See in this connection the award of 1964 in Case No. 1250 of the International Chamber of Commerce, in which Professor Henri Batifol presided as chairman)。ましてそれが当然には契約の準拠法を構成しない。むしろ、協定の当事者が別段の規定をしなかった場合、そのような仲裁裁判所は事件の諸般の事情を考慮して適用されると判断する衝突法規則を自由に選択することができる (Cf. Article VII of the European

Convention on International Commercial Arbitration of 1961, U. N. Economic Commission for Europe, E/ECE/423; E/ECE/Trade 48.)

裁判所はデンマークの衝突法規則が本件に適用されうると判断する。それは *lex arbitri* の衝突法規則であるのみならず、制限的な関連諸規則を有せず当事者自治の自由な行使の広い範囲を規定している。このような事情によりそれがもっとも自然な解決であると思われる。

裁判所の裁判管轄が由来する仲裁条項を含む契約は、当事者によって注意深く起草され、かつ当事者を拘束する法的文書とみなされる精巧な書類である。したがって、協定を規律する法を決定するとき、主たる言及はその文書自体に対してなされなければならない。

前述のごとく、裁判所はデンマークの衝突法規則が適用されうると判断する。裁判所はかかる衝突法規則を考慮して、違反の場合に利用されうる救済を含め、いかなる法体系が協定を規律するかの問題に関連して、B P コンセッション第二八条七項の明確な規定を受諾する。

この項は以下の第三節で詳しく検討される。

2 コンセッションの性質

被告や原告、ハントの契約的取極に関する上記の第四部第二節(b)における検討の結果、当然、B P コンセッションがコンセッション六五に基づく原告の利益に関する原告と被告の直接的な契約上の連結素を構成することになる。したがって、裁判所は本件において発生する第一の問題に関して、上記の第六部第一節で述べられた原告の主張を容認する。

3 準拠法

上記の第一部において引用したB P コンセッション第二八条七項は、いかなる法が協定を規律するかを規定している。同規定はその履行において実施上の困難を発生させるが、第一の国内法体系との関連性を排除し否定的な意味の指示を与えている。裁判所は可能なかぎりにおいて、同条項の明白な意味にしたがってそれを適用する。それが自然であるのみならず、契約書類が被告によって指示された規格に基づいているが故に、そのような解釈は一層強制的となる。さらに、その準拠法条項は一九五五年から一九六五年の一〇年間のリビア石油立法においてなされた継続的な変更の最終的所産であり、リビア法の関係性はそれによって漸次縮小された。

第二八条七項において、国際法諸原則に共通なリビア法の諸原則が言及され、特定の問題についてそのような共通諸原則が存在しない場合にのみ法の一般原則が言及されている。原告はその三つの代替的申立の第一において国際法のみが適用されると主張している。

二つの側面がこの主張にみられる。

(a) 原告は「諸原則」と「諸規則」を相対的に区別し、次のように述べている。

「ある原則がコンセッションを規律しうる場合、同原則の容認はリビア法と国際法の双方によって支持されなければならぬ。したがって、コンセッションの一方当事者の行為がリビア法と国際法の諸原則によって正当化されない場合、それはコンセッション上正当化されない。リビア法と国際法の両法体系の諸原則がそれを支持する場合にかぎり、それは正当化される。したがって国際法諸原則に違反する行為は、たとえリビア法の諸原則に違反していなくとも、当然にコンセッションの違反とならなければならない。」

この論拠は、要するに行為が法の一般原則との関連において判断されなければならないという第二八条七項の指示を完

全に見失っており、したがって明らかに不完全である。「ある原則がコンセッション上正当化される(ためには)リビア法と国際法の双方によって支持されなければならず」ある行為が「リビア法と国際法の両法体系によって支持される場合のみ正当化される」ということは正しくない。法の一般原則によって支持される場合、その原則は容認され、その行為も正当化される。二、三の例をあげると、ある体系では支払いがある通貨でおこなわれることを規定し、他の体系はそれが他の通貨でおこなわれることを規定している。そのような場合、明らかに第二八条七項に基づいて、法の一般原則はいかなる通貨が用いられなければならないかという問題の解答を与えなければならない。ある体系が一定期間後の自動的かつ義務的な制限を課しているが、他の体系がそのような制限を課していない場合、ある請求権が時間の経過によって妨げられるかどうかを決定するためには、再び法の一般原則が言及されるであろう。同じように、ある体系は債権者が債務者のあらゆる懈怠によって即時に元金と利息の支払期日を繰上げる権利を与えられるとする原則を含むが、他の体系がそのような救済を債権者に与えていない場合、法の一般原則がその救済の有効性に関する問題を規律することになる。もし

て、この事態は契約違反についても同じである。一方当事者の特定の行為がある体系のもとでは契約違反となるが、それが他の体系のもとでは契約違反とならない場合、この問題は法の一般原則の言及によってのみ決定される。したがって、原告の主張の最初の部分は却下されなければならない。原告が契約違反に基づく請求を主張する根拠として被告の行為が国際法違反であると主張するだけでは十分ではない。国際法とリビア法がその問題で衝突する場合、問題は法の一般原則の適用によって解決されなければならない。

(b) 第二に、原告は、当事者がリビア法の直接的かつ唯一の適用を明示的に排除して法の一般原則に言及していることならびに「一」法体系が支配しなければならぬということとを理由として、「国際公法が残された唯一の法体系である」と主張している。

裁判所は、国際公法が適用されるとする申立を容認できない。なぜなら第二八条七項はそのように規定していない。さらに、B P コンセッションが当事者の関係を支配する唯一の法源とはなりえない。規律する法体系とは、その条項が明示的に規定しているように、リビア法と国際法に共通な諸原則が存在しない場合には国際裁判所によって適用される諸原則

を含む、法の一般原則である。

4 契約違反

本件の第三の問題を解決するためにはいかなる精巧な理由も必要とされない。B P 国有化法とそれに基づく被告の諸行為は、協定とそれに基づく被告の義務の全面的な履行拒否となり、B P コンセッションの基本的な違反を構成する。そして裁判所は、基本的でかつ夥しく引用を必要としないが、適用される法体系の諸規則を基礎としてそのように判断する。さらに、被告による原告の財産、権利ならびに利益の取得は、純粋に異質なな諸理由でおこなわれ、性格上差別的かつ専断的であり、明らかに国際法に違反している。現在、国有化以降ほとんど二カ年が経過している。いかなる補償の支払いもおこなわれていないという事実は、その取得が没収的であることを示している。

5 契約違反の効果

裁判所は被告が基本的な契約違反をおこなったと判断したので、この違反の法的効果とそれから結果する被告の法的義務、ならびに原告が利用しうる救済の問題が検討されなければ

ばならない。これらの問題は、原告が裁判所に求めた宣言を裁定する目的の範囲内において解答される必要がある。この問題は以下の各項において検討される。

(a) 序言

原告が裁判所に対して請求した宣言のすべては、すでに決定した被告による契約違反の効果の問題にかかっている。この問題の解決に関係する法的な諸問題は、相互に依存しており、ある文脈においては分離することができず、したがって完全に分離して取扱うことはできない。しかしながら、次の諸点が検討されなければならない。つまり、

(i) BP コンセッションが国有化後において現存するか。想起されるように、原告は、協定が一方当事者によって基本的に違反された場合、その違反が当然に協定を終了させるのではなく他の当事者がその契約を完全に有効とみなすか、あるいは代替的にそれが終了されたと宣言するかの権利を有すると主張している。

この問題は宣言第二、第三と第六の請求にとって基本的である。

(ii) 特定履行と現状回復が原告にとって利用される救済であるか。この手続において、原告はBP 国有化法の制定前のみならず制定後においてコンセッション区域で生産された原油に対するシェア、ならびにBP コンセッションに関連するすべての設備とその他の物的資産に対するシェアの所有者であると宣言されるか。

原告が請求した宣言第四は、BP コンセッションに基づく原告の諸権利の完全な享受を回復される原告の権利の承認に関する請求である。宣言第五の請求は、石油と一定の資産に対する原告の所有権に関する宣言的判断に等しくなる。

原告が要するに現状回復ではなく、BP コンセッションに基づく原告の法的地位と一定の財産に関する宣言的ステートメントを請求しており、したがって現状回復が利用しうる救済であるかどうかの問題が提起されないと主張されるかもしれない。そのような区別は微細ではあるが、以下にみるように国際裁判所の諸決定の正確な理解にとって意味がある。しかしながら、裁判所はかかる区別がなされるべきではないと判断する。原告がBP コンセッションに基づく諸権利の完全な享受を回復される権利を有し、言及された石油と資産の所有者であると判断された場合、原告は特定履行の命令ない

し代替的には特定履行に対する資格の宣言的判断を受ける権利を有することになる。したがって、決定すべき問題は(ii)の最初で述べられたように設定されなければならない。

上記(i)と(ii)の問題は検討の目的上分離されるが、二つを相互に関連させることなく抽象的な権利と具体的な救済を深く検討することはほとんど実際的ではない。フーベル判事は、Spanish Zone of Morocco 事件に関する仲裁判断において次のように述べている。

「責任は権利の必要な必然的帰結である。すべての国際的権利は国際責任という結果を生む。義務が履行されなかった場合、この責任は結果として賠償を与える義務を伴う。この賠償の性質と範囲が検討されなければならない。」(1925; II U.N.R.I.A.A., p. 615 at p. 641.)

したがって、B P コンセッションの継続性ならびに請求された特定履行と原状回復の救済の問題は一つの項目のもとに検討される。

(iii)原告は損害賠償を受ける権利を有するか。さらに、その損害賠償はどのように決定されるか。

(b) B P コンセッションの継続性、特定履行

と原状回復

(i) リビア法の諸原則

B P コンセッション第二八条七項の表現にみられる「リビア法の諸原則」を解釈する場合、裁判所はB P 国有化法が無視されなければならないと判断する。その一つの根拠は、裁判所が被告の行為を主権的権限の濫用であるとみなすことにある。もう一つの根拠は、他の当事者に特定の向けられた諸規定が「リビア法の諸原則」に含まれるということ。ほとんど当事者の意図になかったということである。B P コンセッションの一方当事者がリビアの立法機構を管理しその意思に従ってリビア法を制定できるという事実、何が二八条に用いられた表現の「リビアの法原則」とみなされなければならないかということを疑わしくする。しかし、裁判所はもっぱら他の当事者を目的とした立法措置が無視されなければならないと判断する。この表現は、一般的に適用される規定に關係しなければならない。

したがって、B P 国有化法は別として、B P コンセッションの継続性、特定履行ならびに原状回復に関するリビア法の諸原則とは何かが問われる。この点裁判所は、完全であると

は思わないが、原告が申し立てた主張を基礎として意見を述べることができるとすぎない。

原告はリビア民法第一五九条を根拠としている。それは次のように規定している。

「双務契約において一方の当事者がその義務を履行しない場合、他の当事者は、債務者に正式の召換状を送達した後、契約の履行ないし取消を要求することができる。ただし、いずれの場合にも損害賠償が場合によっては支払われなければならない。」

さらに、原告は上述のモハメド・A・オマール教授の一九七三年七月の意見を基礎としている。それは ElSanhouny の著書 *The General Theory of Obligations* (一九六六年) における彼の見解を基礎として、とりわけ次のように述べている。

「契約違反が発生した場合、権利を侵害された当事者は裁判所に対して他の当事者にその義務を履行すべく命令することを求める権利を有する。その裁判所の命令は、可能な場合特定の執行されなければならない。特定履行が不可能である場合、裁判所は権利を侵害された当事者に損害賠償を認める。」

さらに、第六部第一節で引用されたオマール教授の意見における他の記述に対しても言及がなされなければならない。それによれば、政府がコンセンション契約を一方的に変更ないし終了した場合、コンセンションネアがリビア法上損害賠償を受ける権利を有すると思われる。しかしながら、オマール教授はこの文脈において、国家に対する特定履行ないし原状回復の救済に関するコンセンションネアの利用可能性について言及していない。

裁判所は、リビア法の立場についてのいかなる正確な結論も利用しうる資料に基づいて引き出しえないと判断する。さらに、この主張の第二の必要な連結素である国際法について以下述べられる結論を考えると、これ以上リビア法について論究することは必要でない。

(ii) 国際法—条約法

一九六九年の条約法に関するウィーン条約は、条約の一方的終了ないし違反に関する慣習国際法の法典化であるとみなされる。同条約において用いられている「条約」という概念はその範囲において限定されているが、若干の規定は国際法によって規律される国際的合意一般にも適用される。

同条約において確立された主たる原則とは第二六条の

pacta sunt servanda 原則である。それは次のように規定してゐる。

「効力を有するすべての条約は、その当事国を拘束し、当事国によって誠実に履行されなければならない。」

さらに、この条約は第四二条において、条約の終了、廃棄または条約からの当事国の脱退が当該条約の規定の適用またはこの条約の適用の結果としてのみ生じると規定している。

しかしながら、この条約は救済に関する規定を著しく欠いている。したがって慣習国際法、特に国際裁判所の判例法は、この条約の指針の助力なしに、いかなる救済が利用可能であるかの問題に答えなければならない。たしかに、「条約の履行を要求し、または条約違反を主張する」当事国に関する若干の言及が第六五條五項に存在するが、この文脈において、それは救済としての特定履行の熟慮ある編入であると解釈することができない。第六五條の主たる原則はむしろ、条約の効力または終了に関する紛争の場合、当事国が国連憲章第三章に示された手段を通して解決を求めなければならないという点である。

ここで検討される問題に直接関係する唯一の規定は第六〇条一項に規定されている。それは次の通りである。

「一方の当事国による二国間条約の重大な違反は、他方の当事国に対し、その条約を終了させまたはその条約の全部ないし一部の運用を停止するための根拠として、この違反を援用する権利を与える。」

国際法委員会は、条約の違反がその重大性のいかんを問わず当然にその条約を終了させないこと、そして国家が条約違反の結果当該条約が終了されたと自由に主張しえないこと意見が一致していた (See the Report of the Chairman of the Swedish Delegation to the Vienna Conference. Dr. Hans Blix: Kungliga Urikesdepartementet, Konferensen i Wien 1968 och 1969 angående traktatraten: Den svenska delegationens slutrapport, Stockholm, 1970 (cited below as "Swedish Report"), p. 223)。反対の見解は第二六条に盛込まれた *pacta sunt servanda* 原則を否定することになる。したがって条約違反の効果について異なる立場をとることは著しく矛盾するよう思われる。しかしながら、第六〇条は、条約が一方の当事国の一方的破棄にもかかわらず有効に継続するという命題に基礎を有しているが、そのような状況において他方の当事国が特定履行ないし原状回復を要求する権利を有すると規定するまでに至っていない。した

がって、第六〇条を基礎として他方の当事国による条約の不履行を理由に当該条約の履行を停止したり、それを終了させる権利の外、善意の当事国の利用可能な救済を決定するため、同条約以外の国際法が言及されなければならない。この文脈において前者の原則は、懈怠の責を負わない当事国による条約上の履行が終了するという正式の宣言を正当化するものとのみ理解されなければならない。国際法委員会が審議されたのは、まさに同規定のこの限定的側面であった(See Swedish Report, pp. 223—224.)。

一九六一年、マクネエア卿は Harvard Research に言及し、*Charlton v. Kelly* (1913: 229 U. S. 447) 事件を基礎として、第六〇条において幾分限定的な形で具体化された原則を表明している。

「次の事柄は明白である。つまり、一方の当事者による(違法な廃棄を含む)違反は条約を自動的に終了させない。なぜなら、他方の当事者は当該条約の存続を選択することができる。一つの側面からみると、破棄の権利は、権利を侵害された当事者が追求するかもしれないし追求しないかもしれない救済である。しかし、その当事者は合理的な期間内に決断をしなければならない。さもなければ、

れば、その当事者は当該条約を破棄する権利を失うことになる」(McNair, *The Law of Treaties*, 1961, p. 553, cf. p. 571.)。

善意の当事者に利用できる究極的な救済について、国際司法裁判所は、「仲裁によって得られる救済は仲裁を規定する文書如何による」と付言し、「権利を侵害された当事者がその選択によって条約を破棄することができる」という宣言をおこなうか、あるいはまた「事情によって原状回復か損害賠償の形をとる賠償」を認めることを求められることがある、とマクネエア卿は述べている(*ibid.*, p. 574.)。後者の記述は詳述されており、それに関して以下検討されるホルジョウ工場事件以外にいかなる根拠も引用されていない。

(iii) 慣習国際法と国際裁判所の判例法—特定履行と原状回復の救済

慣習国際法における特定履行と原状回復の救済の利用可能性については、以下の検討が経済利益一般の分野、特に商取引ないし産業上の性質を有する長期契約、産業上の引受に使用される財産やその他の資産に限定されるということを最初に強調することが重要である。関連した問題は、領土に対する主権に関する紛争のような他の文脈においては基本的に異

なる。二国間の国境画定に関する裁判所の決定は、当然、判決が効力を発生した場合、その判決において他の国家の領土であると確認された領土を占有する国家がそれを割譲しなければならぬことを意味する。したがって、そのように割譲される領土が過去において不法な占有者によって占有されていた場合、その判決は原状回復を命令するものとして特長づけることができる。この裁判所の決定が条約に基づいている場合、そのような原状回復は契約的性質を有するということができる。国境に関する国際的決定は少なくとも暗黙にこの特長を示している。ブレア・ビヘア寺院事件(本案)において、国際司法裁判所ははっきりと係争中の寺院がカンボジアの主権のもとにある領土に位置していると決定し、そしてタイが寺院やカンボジア領土の近郊に駐留する軍隊、警察、その他の監視員や管理人を撤収しなければならぬと判断した。さらに裁判所はタイに対してタイ当局が一九五四年の寺院の占拠の日以降に寺院とその境内から撤去したすべてのものをカンボジアに返還することを命令した(Case concerning the Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand) (Merits), Judgment of 15 June 1962: I. C. J. Reports 1962, pp. 36—37.)。この事件において裁判所が命令した原

状回復には寺院とそれが位置する領土のみならず、宗教的重要性を有する特殊な芸術品も含まれた。

領土は国家にとって常に物的財産の経済的な市場価値以上の意味があるとしても、国際義務に違反して占有されたものの一国から他国への原状回復が特殊な理由で必要とされる、別の状況が存在する。したがって、以下の検討は産業上の企業のような経済的性格の事項に関する事件とその他の資料に限定されなければならない。

シュウェーベル教授は、特定履行が国家と外国人との間の契約の当事者に利用可能であるかまたは利用可能でなければならぬかの問題に取組み、現行法として「国家に対する特定履行が通常国内的に与えられないという事実は、それが通常国際的にも与えられないことを暗示する」と結論している(Schwebel, "Speculations on Specific Performance of a Contract Between a State and a Foreign National," in *The Rights and Duties of Private Investors Abroad*, 1965, p. 201, at p. 210)。¹⁾しかしながら、彼は引き続き次のように述べている。

「国際契約の誠実遵守は両当事者による契約条項の履行を導入する。契約違反があった場合、それを償う救済は

特定履行であるかもしれない。特に、その特定履行がそれを償ふことのできる唯一の救済となる場合がある。しばしばそうであるように国家が損害賠償を支払う能力を有しない場合、誠実は契約の特定履行を命ずるということが出来る」(Schwebel, *ibid.*, at pp. 209—210.)。

シュウェーベル教授が特に主張している点は、国際仲裁裁判所がしばしば宣言的判断によって当事者の権利やコンセンション協定の正しい解釈、またはそれがいかに執行されなければならないかを有権的に確認すること、さらにはこれらの判断がその後履行されたということである。彼は次のように結論している。

「この実効的救済のプロセスは特定履行のそれとどの程度隔たっているか。それは実際に極めて近似している」(Schwebel, *ibid.*, at p. 211.)。

シモンズ教授は「Cutting 事件」¹⁾ Slesian Loans 事件、²⁾ アングロ・イラニアン石油会社事件を引用して、「原状回復を裁判所の報告の中に見出すことが容易ではないが、法は裁判所の決定と同じように、法を基礎として達成された交渉によっても明示されるということが想起されなければならない」といふことを述べている (Jennings, “Rules Conce-

ring Contracts Between States and Foreign Nationals”, *ibid.*, p. 123, at p. 136.)。

国家の実行は稀にしか公表されない。その実行が外交上どのようなものであったかを述べることは困難である。

第二次世界大戦以前のアメリカの実行によって判断するに過ぎり、米国は特に財産の取得の場合に原状回復を要請し、アメリカ国民との契約においてなされた引受の特定履行を強調した。しかしながら、

「救済の選択は各事件の事情に密接に依存している。国務省は一定して、阻止できる政府行為をすべて阻止し、その時機を逸した場合、その事情において適当かつ実効的であると判断される賠償もしくは補償を得ることに努むることを目的として居る」(Wetter, “Diplomatic Assistance to Private Investment; A Study of the Theory and Practice of the United States During the Twentieth Century”, 29 *University of Chicago Law Review* (1962), p. 275, at p. 324.)。

コンセンションに影響を及ぼすとかかわらず、完全に実施された取用ないし国有化の場合、自国民の外交的保護を發動する国家の最近の実行は、(迅速、十分、実効的とみ

なされるか否かは別にして)単に補償を要求するか、または原状回復の形で賠償を要求するかということであると信じられていた。しかし後者の場合、金銭補償の形で賠償をおこなう代替的な救済が不履行国の選択に基づいて行使されるということが示唆される。この見解は、取り立てて原状回復に言及していないが、一九六二年対外援助法のいわゆるヒッケンルーバー修正の条文によって確認されると思われる。また英国政府が上記の第四部において引用された一九七一年一月二日三日の書簡においてまさにこの見解をとっていることも意義がある。

しかしながら、極めて最近になって、異なつて解釈される外交行為が米国政府によってとられたことは特に言及されなければならない。一九七三年六月一日の法律によって、リビア政府はコンセッション六五に関係するネルソン・バンカー・ハント石油会社の財産、権利ならびに利益を国有化した。一九七三年七月五日、米国は当該財産、権利ならびに利益の取得に対して次のように抗議した。

「現在、米国政府は一九七三年六月一日付の革命評議会議長の公式声明と同日の法律四二号の公式なコメントをリーを検討するに至った。それらの記述から明らかなよ

うに、ネルソン・バンカー・ハント石油会社の権利と財産に対するリビアアラブ共和国政府の行為の理由は米国政府に対する政治的報復であり、リビアにおけるアメリカ国民の経済的利益に対する強制であった。確立した国際法諸原則によれば、外国人の権利と財産に対してとられる行為は、専断的であるか差別的であるか、または政治的報復と経済的強制に基づくかぎり無効であり、他の国家によって承認を与えられない。

したがって、米国政府はネルソン・バンカー・ハント石油会社に対する国際法違反の行為に抗議し、リビアアラブ共和国政府がこの状況を改め、ネルソン・バンカー・ハント石油会社に関する国際法上の義務を履行するために必要な措置をとることを要請する。」

次に、特に国家と外国人の契約に関する紛争において、工業財産などの特定履行と原状回復が国際裁判所によって実際に与えられる救済であるかどうかの問題は、関連する諸事件の分析によって検討される。その第一は外国人所有財産の国家による不法な接取の状況における原状回復に関する事件である。第二は、特定の救済についての明示的な条約規定が定められている場合の事件である。第三の事件は本手続にお

いて特に関連するが、国家と外国人の契約上の紛争における国際仲裁判断である。そして、アングロ・イラニアン石油会社事件における英国の主張が最後に検討される。

外国人所有財産の不法な接収に関する事件

ホルジョウ工場事件を取り扱った一連の決定における若干の判決は、この文脈において関係する。ホルジョウ工場事件(本案)における判決第一三(P. C. I. J., Ser. A, No. 17 (1938))は、原状回復が国際法の確立した救済であるという命題の根拠を構成すると主張される。事実、原状回復が確認されるといふ見解を主張する国際法学者は実質上、この事件における裁判所のこの判決に概ね依拠している。そのような著書の引用は、裁判所の記述を単に繰り返しているかぎりにおいて、ここでは不必要である。しかしながら、この判決はその問題の根拠とはなりえない。原告であったドイツ政府は原状回復を請求しなかった。そして裁判所がこの救済の利用可能性について述べたところは、したがって附随的である。裁判所は先行判決において、ポーランドの収用が適用されるジュネーブ条約第六条以下の条項に違反すると判断した。それに関するドイツの主要な最終的主張は、「ポーランド政府

は会社が一九二二年七月三日から判決の日までに受けた権利の侵害を償わなければならない」ということであった(*Ibid.*, p. 12)。裁判所がこの判決の決定的な一節において確立したことは、国際法違反の行為に対して支払われなければならない補償額を決定するのに役立つ諸原則であったということが看取される。そしてその諸原則を定義する過程において、裁判所はしばしば引用される次の判決をおこなった。

「違法行為の実際概念に含まれる基本的な原則―国際的実行、特に仲裁裁判の決定によって確立されたと思われる原則によれば、賠償はできるかぎり違法行為のすべての結果を拭い去り、違法行為がなかったならば存在したであろう状態を回復しなければならない。原状回復、またはそれが不可能な場合にはその価格に相当する金額の支払い、ならびに原状回復またはそれに代わる金額の支払によって償われない損害の賠償―それが国際法に違反する行為に対する賠償の金額を決定するための原則である」(*Ibid.*, 47.)。

裁判所は引き続き次のように述べている。

「この結論は特にジュネーブ条約に関して適用される。同条約の目的は、現状の尊重を基礎とした上部シレジア

における経済生活の維持を規定することである。ジュネーブ条約によって取用を禁止されている産業上の引受の不法占有は、その引受を回復させ、それが可能でなければ賠償時におけるその価格を支払う義務を伴う。そしてその価格は、不可能となった原状回復に代わることを意図される」(ibid., pp. 47—48.)。

しかしながら、裁判所は前記の記述を要約し、再び「それが賠償を決定するための原則である」と述べることによって、その判断の制限的な意味を強調した (ibid., p. 48)。原状回復の請求がなされておらず、したがってそのような請求を検討する必要がなかったが、裁判所には禁止命令の性質を有する命令に関する主張、つまりドイツの二つの代替的な主張について見解を述べた (ibid., p. 12)。輸出禁止の請求は、賠償が認められたことから検討されなかった。そして将来における開発の禁止はそれと両立しないと判断された (ibid., p. 59)。判決第一三における判断の制限的な意味はその明示的な言葉遣いによって示唆される。さらに、裁判所におけるホルジョウ工場事件の訴訟手続の先行段階の経緯はその意味についていかなる疑いも残していない。さらに、裁判所は係争中の工場の原状回復を命令したと主張されるが (Personnaz, La

réparation du Préjudice en Droit International Public (1938), p. 85) 実際にはその判決において、裁判所はドイツ国民またはドイツ国民によって支配される会社に対する一九二〇年七月一日のポーランド法の若干の規定の適用がジュネーブ条約の違反を構成し、当該会社に対するポーランド政府の一貫した態度が同条約の諸規定と一致しないと決定したにすぎない。判決第七後のドイツとポーランドの交渉において、ドイツは「バイエルン人に対する産業的企業としての工場の返還」を要求したのに対して、ポーランドは「それが事実上ならびに法律上の諸理由のために応じられない」と反対した (Case Concerning the Factory at Chorzow (Claim for Indemnity) (Jurisdiction), P. C. I. J., Ser. A, No. 9, p. 16 (1927))。結局判決第八と判決第一三の請求に先行したドイツ政府の最終書簡において、「ドイツ政府は現状のホルジョウ工場が一九二二年の接収前の工場と一致しないとの結論に到達し、したがって工場の原状回復に関する当初の請求を放棄した」ということが明らかにされた (ibid., p. 17)。裁判所の判断のもう一つの側面がこの判決第一三にみられる。裁判所が管轄権を認めた判決第八において (P. C. I. J., Ser. A, No. 9 (1927))、ジュネーブ条約が「主としてポー

ランドの上部シレジアの現状を維持することを意図しており、したがって可能な場合、原状回復がその規定違反ないし不遵守に対する当然の救済である」ということが言われた (*Ibid.*, p. 289)。判決第一三において、同じ考えが上に引用された四七―八頁の一節にみられる。したがって、問題の収用が条約に違反しており、さらに同条約が他の収用を認めながらも一定の財産の収用を禁止することによって現状を維持することを主たる目的としていたという事情の故に、裁判所は原状回復の救済が適当であると判断した。これらの理由のため正しくは、ホルジョウ工場事件の決定は実際には条約または付託合意によって設定された特定救済として取り扱われる範疇の事件として分類することができる。

アルタイニ事件 (1930; II U. N. R. I. A. A., p. 975) の仲裁判断がホルジョウ工場事件 (本案) に言及しているが、原状回復の問題は検討されるに至らなかった。

Forests of Central Phodope 事件 (本案) (1933; III U. N. R. I. A. A., p. 1405) において、ギリシャはブルガリアが問題の財産を返還すべきであり、原状回復を履行しない場合にはそれについての賠償を支払わなければならないと主張した。Osten Unden 仲裁人は、仲裁手続の過程において二つ

の救済の選択が仲裁人の裁量に委ねられていると述べた。原状回復の請求は却下された。そして、仲裁人はこの事情において実際のな唯一の解決が賠償を認めることであると述べた。

「仲裁人は被告が森林を原告に返還する義務を負わないと判断する。いくつかの理由がこの立場を支持する。ギリシャ政府の請求が許容されると考える原告は、一商社の一社員である。したがって、係争中の森林を完全に返還することをブルガリアに義務づけることは認めることができないであろう。さらに、森林が一九一八年と同じ状態にあるとはほとんど考えられない。森林に対する大部分の権利が一定量の木材の伐採権の性格を有する以上、原状回復を結論する判断は譲渡された量が現実に取得されるかどうかという問題の検討によって影響されるであろう。さらにそのような判断は、原告の権利と一致すると否とにかかわらずその間に第三者に有利に発生した諸権利の検討と解決を必要とするであろう。

したがって、紛争の唯一の実際的な解決は被告に賠償支払い義務を命じることにある」 (*Ibid.*, p. 1432)。

条約または付託合意によって設定された特定の救済

原状回復の救済は、財産の接収によつてもたらされた状態を終了させるために平時に結ばれる条約にしばみられる。その一例として引用されるのは、ポルトガルの教会財産没収事件における仲裁判断である(1920: I. U. N. R. I. A. A., p. 9)。他の一例は Junghans 事件において当事者が複数の解釈をした条約である(1939: III. U. N. R. I. A. A., p. 1845)。この事件において、ドイツは同条約の諸規定に準拠して、係争中の森林がルーマニア政府によつて返還されなければならず、かかる原状回復が不可能である場合にかぎり、賠償がそれに代わるべきであるとする宣言を求めた(*ibid.*, p. 1850)。裁判所はルーマニア政府に対して財産を関係当事者の処分委ねるために必要なあらゆる措置をとることを命令したが、さらにルーマニア政府がこの判断から二カ月以内にそうしない場合に賠償が支払われなければならないと付言した。したがつて、裁判所が適用したこの条約において、責任ある国家は原状回復をおこなうか賠償を支払うかを選択すること許された。

同じ性質の付託合意には Walter Fletcher Smith 事件における米國とキューバの付託合意がある(1929: II. U. N. R. I. A. A., p. 913)。仲裁人は、一つの代替的項目のもつて命

令することができたが、問題の財産の原状回復が「不適當ではない」と判断しながらも「当事者と社会の最善の利益のために」単に損害賠償を認めることを決定した(*ibid.*, p. 918)。公共財産と私有財産の特定の原因回復が、ヴェルサイユ条約や戦争と占領から生ずる問題の解決に関する一九五四年パリ条約などの平和条約に規定されている。

この文脈において、ウォートレイ著『国際法における取用』(一九五九年)の七二頁から九二頁に亘る返還請求に関する章節に言及することができる。

国際仲裁裁判所はしばしば条約によつて行政デクレの取消を命令したり、差止を命令したり、その他の決定をおこなう広い権限を与えられる。アルジェリアとサハラ石油探査採掘会社(CREPS)の紛争を解決するために任命された裁判所ならびにアルジェリアの石油探査採掘のためのフランス会社(SOFREPAL)とアルジェリア国営石油探査採掘会社(SNREPAL)との間の裁判所がその一例である(Cf. Yearbook of the International Court of Justice, 1968—69, pp. 112—113)。これらの裁判所はいずれもアルジェリアの産業開発と炭化水素に関する問題解決のためにフランスとアルジェリアの一九六五年七月二九日協定によつて設立された

(Journal Officiel de la République Française, 28 December 1965, p. 11793)。同協定第一七八条によれば、仲裁裁判所の決定はフランスとアルジェリアの領域において自動的に執行される。裁判所の権限は第一七四条によって定められている。それは次のように規定している。

「(裁判所は)、準拠法に違反するすべての措置の取消を宣告し、損害賠償の授与による損害の賠償またはその他適当と判断されるあらゆる処置を命令することができる。裁判所は、一方の当事者が判断によって負担させられる金額と他方の当事者が前者に対して支払い義務を負う金額との間のあらゆる賠償を命令することができる。」

この一節は、いわゆるエヴィアン協定を実施する協定の一部となった一九六三年六月二六日の仲裁条約第七条にならって作成された(Journal Officiel de la République Française, 31 August 1963, p. 7963)。この第七条は、裁判所が「賠償を認めるか、場合によっては「原状回復」を含む他のあらゆる方法によって、損害の賠償を命令する」ことができることと解釈された(Vignes, 'L'accord franco-algérien du 26 juin 1963 en matière d'arbitrage pétrolier pour le respect des droits acquis au Sahara', 10 Annuaire Fr-

angais de Droit International (1964), p. 383, at p. 392)

この条約規定の例外的性格は、締約国間の協定の性質のみならず、被特許権者が一九五八年のフランス法令に基づきフランス政府とのコンセンションに関する紛争において直接参事院に訴えた歴史的地位によっても説明される。つまり、

「特にこの条項は注目に値する。それは協定が締結された事情と、旧保証と同一の保証を石油会社に確保しようとする関心によってのみ説明される。かくして、権限(取消)裁判所と争訟(賠償)裁判所としての参事院について言及がなされた。しかしながら、国際仲裁裁判所の権限はさらに広い。この国際仲裁裁判所はアルジェリアに対し禁止命令をおこなうことができる。さらにその判断はアルジェリアに対して直接執行される」(Vignes, *ibid.*, p. 393)。

これらの条約とそれに従って決定された事件は、すべての関係当事者の特別の同意に基づいているという共通の特長を有し、したがって国際法の諸原則を表わすとはみなされない。さらに、そのような条約と付託合意は統一的な国家的実行の証左とみなされるには、少数でありかつ一貫していない。

国家と外国人の契約に関する国際事件において援用され、裁定された救済

コンセッションに係る事件における国際裁判所の判断は明らかに本手続にとって特別の意義を有する。

そのような多数の事件、特に紛争の原因が国家ないしコンセッションによる契約の履行拒否または終了である事件は、もっぱら和議ないし損害賠償の算定に係り、特定履行または原状回復の請求がなされておらず、したがって検討に値しない。単に例示的に、ミラモア湾鉄道事件(1900; Whiteman, *Damages in International Law*, Vol. III, 1943, p. 1694)〔ダムン開発会社とケランタン州政府の第二仲裁裁判(1922; unpublished)〕、ペンスタナ鉄道事件(1922; Wetter and Schwebel, "Some Little-Known Cases on Concessions", 40 *British Yearbook of International Law* (1964), p. 183, at p. 222)〔レナ・ゴールドマンールズ事件(1930; *The Times*, 3 September 1930; 36 *Cornell Law Quarterly* (1950), p. 41)〕、ワルシヤワ電気事件(1932; III U. N. R. I. A. A., p. 1679)〔ロサンジェルス会社対ニューヨークスラヴィア政府事件(1934; reproduced in P. C. I. J., Ser. C, No. 78, p. 54)〕、サフナーア事件(1963; cited in Part III above)

における仲裁判断がこの範疇に属する事件として引用される。請求権委員会、特にヴェネズエラとメキシコの請求権委員会によって決定されたコンセッション事件の大多数はもっぱらまたは主として、適用される条約規定を基礎とした補償の支払いに関係している。

他の一連の事件において、裁判所は宣言的判断を与えることを要求された。そしてこれらの仲裁裁判において、契約の両当事者は特定の条項がいずれの方法で解釈されるか、または一方の当事者の特定の行為が協定上許容されるか否かに問題を限定している。そのもっとも明白な事例は石油開発(カタル)会社対カタル(1950; 18 *International Law Reports*, p. 161)〔石油開発会社対アラブ首長国(1951; 18 *International Law Reports*, p. 144)〕、アラムコ事件(前記第三部に引用)の仲裁裁判である。

アラブ事件とカタル事件のそれぞれの仲裁判断は宣言的判断の形において、特に領海の地下がコンセッション区域に含まれるが、接続する大陸棚はそれに含まれないことを確認した。アラムコ事件では、オナシスとサウディアアラビアの協定が「アラムコ・コンセッション協定と衝突し」、アラムコに対して効力を有しないということが基本的に判示された。

若干の事例において、裁判所はコンセッションの有効性そのものを判断した。たとえばマヴロマチス（マルサレム特許）事件において、常設国際司法裁判所はマヴロマチスのコンセッションが有効であると判断したが（P. C. I. J., Ser. A, No. 5, p. 31）、裁判所は全力を尽くしてこの問題が先決の問題としてのみ考慮されたことを指摘した（*ibid.*, p. 29）。この決定はまた、マヴロマチスの国籍を理由としてコンセッションが最初から無効であったとする訴答書面に照らして考察されなければならない。Rialat 会社対エチオピア政府事件において、裁判所は会社の要請に基づいて、係争中の契約が取り消されたと宣言した（1929 : 8 Recueil des Décisions des Tribunaux Arbitraux Mixtes Institués par les Traités de Paix, 1929）。

一九三五年のギリシア公益事業コンセッションに関する若干の事件は、アラムコ事件の範疇の事件で述べられた宣言をはるかに越えている（Wetter and Schewel, *op. cit.*, p. 194）。それらの判断はしばしば当事者の正確な権利義務を詳細に確定している。Beyrouth Water 事件は、裁判所が契約上の引受の有効性と拘束力を確認し、さらに各当事者が要請した多数の特定の宣言について決定した一例である（1953 :

reproduced in I. C. J. Pleadings, "Electricité de Beyrouth" Company case (France v. Lebanon), 1954, p. 423)。
この文脈において、Compagnie du Port, des Quais et des Entrepôts de Beyrouth and the Société Radio-Orient (France v. Lebanon, I. C. J. Pleadings) 事件におけるフランスの請求について言及がなされる。レバノンには、コンセッションにおいて港灣会社に付与した租税免除に違反して同会社に租税を賦課徴収し、その結果生じた紛争を仲裁に付託することを拒否した。さらに、レバノンは、一定の関税免除を規定したラジオ会社のコンセンセッションに違反し、同会社が輸入した品目に関税を賦課徴収した。裁判所において、フランスはレバノンのこれらの行為が違法であり、レバノンの責任を発生させ、したがってフランスが「十分な補償」を受け権利を有すると主張した。そして、フランスは特に港灣会社に関して次のことを請求した。

「レバノン政府が港灣会社に対する一九五六年七月二六日の法律諸規定の実施を放棄すること」

そしてラジオ会社に関しては、

「一九五六年七月二六日の法律の実施措置を直ちに停止すること」(*ibid.*, p. 49)。

この事件は友好的に解決され、したがって裁判所にはこれらの請求を検討する必要がなかった (See Case concerning the Compagnie du Port, des Quais et des Entrepôts de Beyrouth and the Société Radio-Orient (France v. Lebanon), Order of 31 August 1960, I. C. J. Reports, 1960, p. 186; cf. on the terms of the settlement concerning the port company Le Monde, 15 April 1960)。

ギリシア電話会社事件において、裁判所は特定の電話線を被特許権者に譲渡することを命令したが、それが重大な国家的理由でなされない場合国家は完全な補償を支払わなければならないと付言した (1935; Wetter and Schwebel, op. cit., p. 216)。この点において、同事件は先に引用した *Jungmans* 事件における条約規定と決定に類似している。

特定履行の問題が幾分明確な形で提起された事件は、ダップ開発会社とケランタン州政府の最初の仲裁裁判である (1961; unpublished)。会社は一九二二年協定を基礎として、政府がいわゆる会社の若干の申し入れを履行していないと主張した。会社は裁判所に対して、(i)協定は、政府が一定の鉄道を敷設するという申し入れを履行することを条件としてい

し、それを破棄する権利を有する、(ii)その場合、協定は効力と拘束力を有せず、当事者は協定執行直前の地位と権利を回復されなければならない、(iii)その場合、会社は一九二二年協定に先行する一九〇五年コンセッションの諸利益を受ける権利を有する、と宣言するように請求した。アルフレッド・ジョージ・ラッセルス仲裁人は、協定がいわゆる申し入れに基づいて執行されなかったことにより会社の請求は却下されなければならないと判断した。したがって、特定履行の問題は裁定されなかった。

アングロ・イラン石油会社事件における英国の主張

コンセッション違反の救済としての原状回復の有効性の問題が提起された唯一の事件は、アングロ・イラン石油会社事件である。しかし、国際司法裁判所がこの事件において管轄権を有しないと判断し、それは裁判上決して検討されなかった (Anglo-Iranian Oil Co. Case (Jurisdiction), Judgment of July 22 nd, I. C. J. Reports, 1952, p. 93)。申述書における英国の第一の代替的請求は次のように述べられた。

「イラン政府は、裁判所が定める期間内にアングロ・イ

ラニアン石油会社を石油国有化法以前の状態に回復し、
上述の協約の諸規定を遵守しなければならぬ」(T. C. J. Pleadings, Anglo-Iranian Oil Co. Case (United Kingdom v. Iran), p. 124)。

英国の主張は概ね、前記のホルジウ工場事件(本案)における判断を基礎としていた。それはまた Reitzer, Freeman Decenciere-Ferrandiere, Lais, Anzilotti の著書にみられる特定の記述に依拠している。そのに、Shufeldt 事件が引用されたが、引用された一節は、実際には仲裁人が他の事件から引用し、単に序言的に用いたにすぎない。Shufeldt 事件それ自体は無関係である。米国とグアテマラの仲裁議定書は、この事件において解決されなければならない唯一の問題は Shufeldt が金銭賠償を請求する権利を有するか否か、もしその権利を有するならば、グアテマラが米国に対していかなる金額を支払わなければならないかであるということを確認に規定していた。仲裁人は決定を求められた問題以外のいかなる問題も検討してゐない (Shufeldt Claim, 1930; II U. N. R. I. A. A., p. 1079)。

英国が主張した結論は以下に引用されるが、原状回復が「不可能」か「不必要」か、または「実行不可能」であると

される場合を除いて、原状回復の救済が有効であるとされてゐることは注目されなければならない。

「前述の出典は、国際法諸原則と国際的実行において、裁判所が原状回復を判決することを防げられず、反対に原状回復が可能である場合に国際法はかかる原状回復を救済として規定していることを示している。この点について、英国政府が重要性を認めている、重大なもう一つの要因が存在する。原状回復が一定の状況において当事者の真の利益を保護する上で不可能となるか不必要になることが認められるが、かかる原状回復が唯一の公正かつ実行可能な解決となる場合が存在する。そのような場合として、加害国が十分な金銭補償を与えることのできる見込みがなく、違法に創設された状態が存続を認められた場合、それが国家の支払い能力に悪影響を与えると思われる場合が含まれる。

本件においてイラン政府の行為に関して与えられなければならない救済は、アングロ・イラン石油会社のコンセッション上の諸権利の完全な回復でなければならぬ。かかる原状回復を不可能とするいかなる理由も存在しない」(T. C. J. Pleadings, Anglo-Iranian Oil Co. 124)

Case (United Kingdom v. Iran), pp. 116—117)。

(iv) 国際法と国際裁判所の実行における契約の継続性、特定履行ならびに原状回復に関する結論

本裁判所は前記の(ii)と(iii)において検討した資料に基づいて、国際的な契約義務が一方の当事者によって違法に破棄された場合、他方の当事者が合理的な期間内に協定の終了を選択するまで、同協定が存続するものとみなしうるということ、さらに、かかる善意の当事者がその間の履行を停止することができるといふことは言つてよいと結論する。しかしながら、協定の有効性の継続という確定した原則は、極端な通則を基礎にしているにすぎず、一方の当事者が主権国家であるというここで問題となっているような諸事実の文脈において十分に検討されたことはない。

重要な問題は、協定の継続性を主張する当事者にいかなる救済が利用可能であるかということである。

この問題を検討する場合、先ずオッペンハイム・ラウターパハットの次の注意深い記述に言及するのが適切である。

「国際違法行為の主要な法的結果は、その精神的物質的違法行為の賠償である。しかしながら、特殊な事件の本案と条件がそれぞれ異なり、国際法は国際違法行為がい

かなる法的結果を伴うかをはっきりと規定することができない。理論と実行上一致して承認される唯一の原則とは、権利を侵害された国家が違法行為为国に対して違法行為の賠償に必要な行為の履行を要請する権利が、国際違法行為から発生することである。それがいかなる種類の行為であるかは事件の本案による」(Oppenheim-Lauterpacht, *International Law*, Vol. I, Eighth Edition, 1963, § 156)。

前記の事件とその他の関連資料の検討は、特定履行や原状回復が契約の相手方当事者による不法な違反を受けた当事者の選択に供される国際法上の救済であるということについて、明白な支持が存在しないことを示している。むしろこれらの事件の綿密な検討は、宣言的判断がしばしばコンセッション契約の当事者の権利義務を確認する形においてなされるが、これらの事件はコンセッションの財産、権利および利益の完全な取用ないし接収に関係していないことを示している。これらのもつとも重要な事件においても、契約の有効性と継続性は議論されていない。これらの判例の検討はまた、契約上の引受の履行義務の違反に関する不履行当事者の責任が損害賠償支払いの義務であり、原状回復の概念が単にこの損害

賠償額を算定する手段として使用されていることを証明している。このことは故ラウターバートが一九二七年に述べた同概念に関する若干の所見においてもっとも明らかにされている。

「同じような問題は、損害賠償が認められる場合に原則として原状回復が目的とされなければならないという私法の一般原則が、国際法上損害賠償が認められる事件にどの程度妥当するかという問題にも含まれる。この原則は、被害者が違法な作為や不作為の発生以前の状態を回復されることを意味する。ローマ法の用語に従えば、それは生じた損害のみならず失った損害も考慮に入れられなければならないことを意味する」(Lauterpacht, *Private Law Sources and Analogies of International Law*, 1929, p. 147)。

したがって、原状回復は「コンセッション」が他方の主権的な当事者によって実効的かつ最終的に奪われた地位を物理的に回復するための救済であるという文字通りの意味に理解することができない。

要するに、シュウェーベル教授が先に引用した論文において述べているように、アラムコ事件においてなされた種類の

宣言的判断が特定履行の命令に等しくなるということは正しい。しかしながら、これらの事例においてなされた宣言的判断は、外国人コンセッション」ニアに対する国有化企業の国家による物理的な原状回復の命令に匹敵するものではない。ある著者の記述と若干の事件の検討を要約している、Z・A・クロンフォル博士の次の記述には少なからぬ重要性がある。

「したがって、理論と実行の間には矛盾があるように思われる。実際には、実行は理論上一般に認められるものと正反対の様式をとっている。実行上、補償が主たる救済であり、原状回復は明らかに例外的な救済である」(Kronfol, *Protection of Foreign Investment; A Study in International Law*, 1972, p. 100; cf. Young, "Remedies of Private Claimants Against Foreign States" in *Selected Readings on Protection by Law of Private Foreign Investments*, 1964, p. 905, at pp. 935—938)。

過去数十年に亘る国家的実行を広くみると、実際に主張されかつ行使される天然の富と資源に対する現代国家の主権は(他の国家の黙示的ないし明示的な容認とともに)「コンセッション」ニアが現在のような状況において利用できる救済に関

原告の本件における主張に対して、説得力のない支持を構成すると信ずる理由が存在する。実行の趨勢は別の方向を辿っている。それは慣習となり、法的効力を得るかもしれない。

(v) (i) から (iv) に関する結論

上述の諸理由により、本裁判所は、BP コンセッションが依然として有効に存続し、原状回復が原告の利用できる救済であるという、国際法諸原則に共通なリビアの法原則が存在すると判断することはできない。

次に第二八条七項の準拠法条項に従って、本裁判所はこれらの問題を法の一般原則に照らして検討することにする。

(vi) 法の一般原則における契約の継続性、特定履行ならびに原状回復

原告は、第二八条七項の「国際裁判所が適用する諸原則を含む、法の一般原則」という表現には国際法への言及が含まれると主張している。この主張が受け入れられた場合、上述の諸理由により、原告は特定履行および原状回復を請求しえない。しかしながら、上述の第七項に用いられているような法の一般原則は、国際法と国内法原則に基づいて決定されるのではなく、基礎としての国内法原則によってのみ決定される

ると主張されうる。したがって本裁判所は次に後者を検討することにする。

英法において、特定履行の救済は衡平法上の救済である。そしてそのことは今日においても英米法における特定履行の制限的な役割の説明となりうる。英国と米国において、原則は損害賠償であり、特定履行は例外である。特定履行が認められるのは、損害賠償が不十分もしくは不完全な救済となる場合にかぎられる。その場合においても、その命令を執行する諸困難が原告の必要を遙かに越える場合それは認められないことが判示されている。同一の制限は裁判所の裁量に委ねられているが、一定の行為をなすことを禁止する禁止命令の救済についてもみられる。

独逸法においては、特定履行があらゆる債務についての通常の救済である。そして損害賠償が認められるのは、特定履行が不可能であるか、または請求が損害賠償に関する請求である場合に限定される。デンマーク法の立場も同様である。スカンデナヴィアの統一的な有体動産の売買に関する法律の主要原則は契約法においても広く類推適用されるが、独逸法の指導原則に近いといわれる。

さらに他の二つの側面が、この問題に関する法の一般原則

の検討において吟味されなければならない。

第一に、特定履行を要求する善意の当事者の権利をもっとも広く認めている法体系の諸原則でさえも、通常の商法上の諸原則である。これらの諸原則は、ほとんど日常的な有体動産の売買に関する契約、その他、典型的に一方の当事者が現物で履行し他方の当事者が金銭で履行するといった、期間の限定された取引との関連において案出され、議論、適用されている。これらの諸原則が、B P コンセッションのように四〇年間の有効期間を有し、巨大な工業設備を必要とする天然資源の採掘権を規定し、さらに当事者間の密接かつ複雑な関係を前提要件とする契約に拡大されるということは、法的諸概念や一般的な言葉の意味を拡大解釈することによってのみ可能である。

第二に、国家が被告であるという事実は看過されえない事実である。ミッチェル博士は、英国、フランス、米国の国内法に関する検討を基礎にして、公法契約において特定履行と原状回復の救済が政府に対して通常利用できないことを明らかにしている。彼はその統治の実効性原則と称するものについて次のように述べている。

「この原則に基づいて契約の強制可能性を否定すること

ブリティッシュ・ペトロリアム・エクスプロレーション会社(リビア)事件 川岸

(六八一)一五一

は、普通に利用できる場合においても、特定履行や禁止命令などの救済が統治行為自由の原則によって除外されるということを主張するにすぎない。そのことによって補償は必ずしも排除されない。一般原則を免れないのは、特定の行為の履行ないしその回避であって、金銭の支払いではない。すでに述べたように、稀に補償の支払いそれ自体が守られないことがある。しかしながら、補償の可能性を認めることは、必ずしも補償額が違反に対する損害賠償額と同一でなければならないことを意味しない。したがって、ここで主張される一般原則の結果は、公権力がその契約をその厳格な文言通りに履行することを免除されるが、私契約者がその免除によって損失を受けた場合、支払いが同原則に反する場合を除いて、補償が支払われなければならないということである」(Mitchell, *The Contracts of Public Authorities*, 1954, p. 20)。

このように、一方的な契約違反と善意の当事者による契約上の特定履行の救済の利用可能性について、世界主要国の商法は異なっている。

(vii) 契約の継続性、特定履行ならびに原状回復に関する結

論

上述の法的諸原則が本件の諸事情に適用されると、次の問題が発生する。

(Ⅵ)においてなされた検討は、先行する国際法と国際裁判所の実行に関する検討と同じように、国家と外国人コンセンソニアの協定の一方的な履行拒否から成る基本的な契約違反の効果を決定するために解決されなければならない複数の問題について、法を確定するということを目的としていた。関連する問題は同一であるが、主として用語の不一致から、強調されるところがそれぞれの検討において異なっている。たとえば、条約の効力の継続性の問題は、基本的な違反の発生にもかかわらず、著書においては稀にしか言及されず、裁定された事件においてもほとんど言及されていない。さらに、特定履行も国際法上はほとんど使用されていない概念である。他方、これら二つの概念は、関連する法の一般原則の分野においてもっともしばしばみられる概念である。逆に、原状回復という表現はしばしば国際法の著書においてみられ、国際裁判所の実行においても検討されているが、法の一般原則の研究においてはそれ程意義を有しない。しかしながら、一般原則の分野における特定履行に関する論議は、恐らく、実

際には同一の問題に関係しているというのが正しいであろう。紛らわしい用語上の危険を心に銘記しながら、次に検討中の問題に関する上述の説明から引き出される結論が整理されなければならない。すでに第六部の4で示されたように、この問題は二つの問題を提起することによって検討することができる。

第一の問題は、B P 国有化法があらゆる実際上の目的においてB P コンセンションを終了するか否か、または協定が有効に存続し、原告が同協定を終了することを決定するまでその特定履行を要請する権利を有するか否かということである。ここで検討される国際法の文脈において、一方的破棄が不履行当事者の履行義務を消滅させる効果を有しないという抽象的な命題について若干の支持が存在している。しかし、特定履行の救済は明示的に承認されていない。したがって、主権国家がその同等者に対してしばしば利用できるといわれる補助的な救済手段は別として、本質的に経済的意義を有する事項に関する国際法上の主要な救済は損害賠償であると結論することができる。

上述の性格を有する事項に関する国際裁判所の実行において、意味や効力の争われる協定が有効であるとすると趣旨の宣

言がしばしばなされ、さらに両当事者が有効かつ当然に拘束力を有すると承認した現行条約のもとにおいて、特定の性質の行為が許容されるか否かといった係争問題について、決定がおこなわれる。理論上は、そのような宣言ないし決定をおこなう裁判所は、後にそれを執行するか執行命令に変える請求を受けた場合、反対する当事者に対して特定履行を命令しなければならないことになる。しかしながらほとんどの場合、慎重に制限される付託合意に基づく特別仲裁裁判所の制限的な管轄権と権限の故に、仲裁人はそのような追加的手段をとることを許されないであろう。いかなる国際裁判所も、完全に実施された一企業全体の国有化にもかかわらず、国有化国政府が履行拒否した契約上の引受を特定履行し、その国有化を取消し、さらにコンセッションネアの地位を以前の状態に回復しなければならぬか否かといったように、本件において提起された問題を裁定したことがない。

BP コンセッションの有効性の継続性の問題もまた、法の一般原則に照らして検討すると、主要な国家の商法のもとにおいて特定履行が善意の当事者の随意に利用できる救済であるかどうかの問題に大きくかわっている。ここで検討された法体系はこの問題に異なった解決を与えている。デンマーク

ク法においては、善意の当事者はデンマーク政府および政府機関を含む、不履行当事者に対しその商業上の債務を特定履行することを強制しうる広い権利を与えられている。これに對して英法において、損害賠償が十分な救済でなくかつそれが国王に対する訴訟でない場合にかぎって、特定履行が裁判所の裁量によって認められる。確かに、商取引において当事者が特定履行を得る利益は、原則として金銭によって算定される。したがって、通常唯一の救済は損害賠償である。

このように、ここで検討された国内法体系は、係争中の問題に関して二つの異なる原則への忠誠を表わしている。したがって、法の一般原則のもとにおいて、一方の当事者によって基本的に違反ないし破棄された協定が有効に継続し、善意の当事者が終了されたと随意に宣言するまで無期限に特定履行されなければならないと判断することはできない。なぜなら、英米法において善意の当事者の唯一の救済が損害賠償の訴訟であり、いくつかの法体系において国家に対する特定履行の救済は存在していない。損害賠償の算定が不履行当事者の違反ないし終了が存在しなかった場合の善意の当事者の状態との関連においてなされるといふことは、別問題である。

したがって、協定が一方の当事者によって履行拒否された

後にも有効に継続するという統一法の一般原則ならびに特定履行が善意の当事者の随意に利用できる救済であるという統一法の一般原則も存在しないということは、上述の二、三の法体系の簡単な検討からも明らかである。したがって、本裁判所はそれらの各々の法体系における法的立場を深く検討することとさらにイスラム法やアジアの法体系にまでその検討を広げることを控えてきた。

第二の問題は、原告がB P コンセッションに基づく権利の完全な享受を回復される権利を有するという宣言の請求に法的根拠があるかどうかということである。明らかに、B P 国有化法がB P コンセッションを実効的に終了したと結論されるならば、そのような回復の問題は発生しない。しかしながら、それは別問題であるとされる。したがって原状回復の救済の検討が必要となる。そして、この原状回復の救済は、すでに述べたように、国際法上存在しかつ国際裁判所によって適用される救済であるとされる。ここでは前記の(iv)においておこなわれた研究の概要に言及し、工業財産の原状回復つまりかかる資産の物理的回復の意味における原状回復がしばしば請求され、アングロ・イラニアン石油会社事件において英国政府によってもっとも明示的に請求されたが、いかなる国

際裁判所もかかる財産に関してこの救済を裁定しておらず、さらに本件のような文脈においてそれを検討したこともないと述べることで十分である。この概念はむしろ、国際義務違反に対して支払われる損害賠償額を算定するための原則としてしばしば使用されている。

* * *

本裁判所が解決しなければならない真の實質的問題は、裁判上かつて検討されたことがなく、その性格と範囲においてまったく新しい問題である。若干の法的動向が認識されるが、これらのいずれの問題に対しても明確な解答を与える、正確かつ明白な諸原則は存在していない。事件の固有な本案と当事者の事実上の地位の平衡考慮において諸事実が評価され、法は解釈、適用されなければならない。

収用、国有化ないし接収が完全に実施された場合、それは決定的または終局的な行為である。そしてその場合、国家は外国企業を追放し、その財産と権利を取得するために主権的な領域権限を行使している。いかなる国家も原状回復を与えることによって、かかる行為を破棄したことがない。さらに、自国民の外交的保護を發動する国家がそのような破棄を要求して、不履行国の選択に基づいて行使される、金銭補償の形

の賠償という代替的救済を提案ないし受諾することがないということはありそうにない。係争中の主題が、財政的に評価される、純粋に経済的性質の財産、権利、利益ではないということが稀にしかいられない。損害賠償が十分な救済とされない場合（つまり国家が明らかに支払い不能であるか、またはその固有の義務を履行できない場合）、原状回復が検討されなければならないということも学説上論議されているにすぎない。原告はその趣旨の主張をしていない。また時として、破棄された長期契約について損害賠償を算定することは困難であるということがいわれる。しかしながら、かかる困難は克服できないものではない。

付与国による協定の完全な履行拒否となる上述の決定的ないしは終局的性格を有する国有化にもかかわらず、コンセッション協定が無期限に有効に継続すると判断することの諸結果は、複雑かつ面倒である。理論的には、コンセッションのいわゆる諸権利がいかなる出訴期限にも服さない（仲裁裁判所による消滅時効原則の命令は純粋に裁量的であって確立した法的根拠を有しない）結果、本仲裁における原告の主張は今から一〇年、二〇年ないし三〇年後にはじめてなされるであろう。企業がその間積極的に経営されたと仮定すると、

コンセッションネアの請求は結局実際的であるとは思われなくなるであろう。純粋な国内法の文脈においてさえも、そのような訴訟は許容されないのである。というのは、時計を遅せる命令は現状を余りにも大きく変え、予測しえない実際上の諸結果を伴うからである。今、BPコンセッションが原告によって終了されるまで完全に有効に継続するという判断が与えられるならば、事態は同じである。現状が実際に存続するかぎり、かかる宣言的判断が有効ですぐれているとしても、それは時の経過とともに、当然不合理性の度を増すであろう。そのことはジョージ・イェリネックが正しく称した「事実の規範性」の結果、つまり現代国際社会の現実の受容である。

したがって、条理原則は、国家の実行と条約法によって証明された国際法および英米の契約法の指導原則の双方に一致する結果を命令する。そのことは、主権的権限の行使によって国家が企業とその資産の終局的な国有化を通して、コンセッション協定を履行拒否し同協定に基本的な違反した場合、コンセッションネアが政府による同協定の特定履行と契約上の諸権利の回復を要求する権利を有せず、彼の唯一の救済が損害賠償の訴訟であるということの意味する。

これらの理由から、本裁判所は検討中の問題に関する原告の主要な命題を受け入れることができない。原告は、宣言第二、第三と第四において求めた救済を与えられない(前記第五部参照)。宣言第六は宣言第二と第三に基づいている。その請求は認めることができない。BPコンセッションは、本裁判所の管轄権と被告に対する原告の損害賠償請求権の基礎を形成するという意味においてのみ、契約文書として有効に存続することができる。

(c) 原告の財産権

上述の第五部において宣言第五として示されたように、原告はさらに本裁判所に対して、「一九七一年一月七日以前と以後においてコンセッション協定の区域より採掘されたあらゆる原油に対する原告のシェア」、および「あらゆる施設とその他の物的資産」に係る原告の所有権に関する決定を求めている。さらに、被告が上述の財産に対していかなる権利も有しないことが主張された。

BP国有化法以後にコンセッション区域より採掘された石油の所有権に関する主張は、BPコンセッションが国有化後も存続するという仮定に基づいている。この仮定は本裁判所

によって受け入れられない。したがって、その宣言はおこなうことができない。自然の状態にある石油の所有権が一九五五年石油法に基づきリビアの国家に帰属するという事実は原告に不利に主張されうることが付言される。

問題のその他の財産、つまり一九七一年以前に採掘された石油と物的資産に関しては、本裁判所は付加的な証拠と主張を受理しないかぎり決定することができない。他の諸問題の決定を遅せないために、本裁判所はその裁量権を行使し、この判断をそのようなその他の諸問題の決定の範囲に限定する。一九七一年一月七日以前に採掘された石油と物的資産に関するかぎり、宣言第五は手続の第二段階において検討される請求に併合される。

(d) 損害賠償

本裁判所は、手続の現段階において詳しい説明ないし検討を必要としないが、適用される法体系の諸規則のもとにおいて、原告が被告の不法行為から生ずる損害賠償を受ける権利を有すると判断する。この補償原則はBP国有化法においても承認されている。かかる損害賠償の性質と範囲は、本裁判所における後の手続においてのみ算定することができる。

これらの諸理由により、本裁判所は、原告が請求したそれぞれの宣言について次のように決定する。

宣言第一の請求

「一九七一年二月七日のリビア国有化法とその実施は、リビア政府がコンセッション協定に基づき原告に対して負う義務の違反となる。」

決定

B P 国有化法とその実施は、被告がコンセッション協定に基づき原告に対して負う義務の違反となる。

宣言第二の請求

「上述の違反がコンセッション協定を終了させる効果を有せず、同協定は法的に有効に存続する。」

決定

B P 国有化法は、B P コンセッションが本裁判所の管轄権ならびに原告が本裁判所において被告に対し損害賠償を請求する権利の基礎を形成するという意味においての外、B P コンセッションを終了させる効果を有する。

宣言第三の請求

「被告の違反が継続するかぎり、原告はいつでもコンセッション協定を終了したものとみなすことを選択する権利を有する。」

決定

宣言第二の請求に関する決定の結果、宣言第三の請求は認められない。

宣言第四の請求

「原告はコンセッション協定に基づく諸権利を回復される権利を有する。」

決定

第七部第五節の(a)と(b)で述べられた諸理由により、宣言第四の請求は認められない。

宣言第五の請求

「原告が一九七一年二月七日以前とそれ以後においてコンセッション協定の区域から採掘された原油に対する会社のシェア、全設備ならびにその他の物的資産の所有者であり、リビア政府は、会社が享受し第三者に譲渡し

うるかかる石油、設備または物的資産に対していかなる権利も有しない。

決定

一九七一年二月七日以後に採掘された石油に関するかぎり、この宣言の請求は認められない。それを除くこの請求は手続の第二段階において検討される請求に併合される。

宣言第六の請求

「コンセッション協定に基づく原告の義務履行は、リビア政府の違反が続くかぎり停止される。」

決定

宣言第二の請求に関して、B P 国有化法がB P コンセッションを終了させる効果を有すると決定した結果、この請求は認められない。

宣言第七の請求

「原告は、コンセッション協定に基づく原告の権利の享受に対するリビア政府の妨害に対して損害賠償を受ける権利を有する。原告が上述の宣言第三に基づく権利を行う使しない場合、原告はそれに関する最終判断の日までの

損害賠償を受ける権利を有する。原告が上述の宣言第三に基づく権利を行使した場合、原告はリビア政府の不法行為に対するすべての損害賠償を受ける権利を有する。」

決定

原告は被告の不法行為に関する損害賠償を受ける権利を有し、その損害賠償は後の手続において本裁判所によって算定される。

そして、さらに本裁判所は費用に関する決定を留保し、原告が本裁判所に対して、証拠書類とその他の関連資料とともに、宣言第五の上で決定された以外の請求に関する申述書とその写し一五部を一九七四年二月一日または本裁判所が後に定める期日までに提出することを決定する。